

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 元吉 俊博

1 日 時

令和元年10月15日（火） 午前10時00分から
午後 3時07分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、井上明夫、志村学、井上伸史、今吉次郎、太田正美、森誠一、大友栄二、
古手川正治、濱田洋、成迫健児、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、
吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

木付親次、荒金信生

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、阿部長夫、馬場林、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 宮迫敏郎、
人事委員会事務局長 藤原隆司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第95号議案平成30年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第97号議案平成30年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第98号議案平成30年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課委員会班	主任	小春拓也

決算特別委員会次第

日時：令和元年10月15日（火）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

（1）福祉保健部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

（2）生活環境部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

（3）人事委員会事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

井上（明）副委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、福祉保健部、生活環境部及び人事委員会事務局の部局別審査を行います。

これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、福祉保健部長及び関係課室長の説明を求めます。

廣瀬福祉保健部長 まず、平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について、説明します。

お手元の平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の3ページをお開きください。当部の関係で指摘を受けたのは3件で、うち2件は収入未済についての指摘です。

まず、児童措置費負担金の収入未済についてです。県が児童を児童福祉施設等へ入所措置した場合、措置費の全部又は一部を、本人や扶養義務者の負担能力に応じて負担金として徴収しています。平成30年度末の収入未済額は、約5,373万円となっており、前年度に比べ約320万円増加しています。徴収率については19.9%と前年度に比べ2.5ポイント上昇しましたが、依然として低い状況です。

その原因としては、①保護者の失業、疾病、借金などによる生活の困窮、②納入意識の乏しい保護者が多く見られることなどとなっています。

こうしたことから、児童相談所において、措置開始時に保護者に対し、適切な指導を徹底するとともに、徴収事務を行っている市福祉事務所や県保健所地域福祉室で、保護者の家庭状況等の情報を共有するなど、連携強化に取り組んできました。また、7月から8月と12月を徴収強化月間とし、電話・家庭訪問による催告等を集中的に実施してきたところです。今後も市

福祉事務所等とさらなる連携を図りながら、措置開始直後の未納者へ働きかけるなど、効果的な納入指導により、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努めていきます。

続いて4ページ、母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済についてです。この貸付金は、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るものであり、多くの方は、期限内の償還が困難な場合でも長期間にわたって完納している状況で、昭和28年の制度発足以来の償還率は98.4%となっています。

償還状況について、平成30年度は現年度分が85.6%と高い水準を維持していますが、過年度分が10%となっており、過年度分の収入未済額の縮減が課題です。

そこで、毎年8月と12月の償還強化月間における長期・大口滞納者を中心とした電話催告や家庭訪問の集中的な実施に加え、平成25年10月からは、違約金の徴収を行うこと等により、納入指導や償還の意識付けの強化を図っています。こうした取組に加え、27年度からは、最終納付があった後、2年以上経過している債権の回収を民間の債権回収会社に委託しており、30年度は約257万円を回収することができました。今後もこのような取組により、収入未済の解消と新たな発生の防止に努めていきます。

続いて13ページ、障がい者差別解消・権利擁護推進事業についてです。平成28年4月に設置した障がい者差別解消・権利擁護推進センターですが、これまで、障がいの特性や福祉サービスに精通した障がい者支援経験者を配置するとともに、専門研修の受講により相談スキルの向上を図るなど体制を強化してきたところです。また、当部の障害者社会参加推進室長をセンターの参与に位置付け、相談内容を随時共有しており、困難事案については県が主体的に関係機関と調整を図るなど、早期対応に努めていきます。

続いて、お手元の冊子、平成30年度におけ

る主要な施策の成果により、当部の主要事業の執行状況等について説明します。

まず47ページ、保育環境向上支援事業です。1 現状・課題、目的のとおり、この事業は、保育の担い手を確保し、待機児童を解消するため、2 事業内容のとおり、保育士の県内就職支援や潜在保育士の再就職支援、保育現場の働き方改革研究会などを開催したものです。

3 事業の成果については、保育士・保育所支援センターによる就職あっせんのほか、保育のしごと就職フェアの開催、体験実習による再就職支援などにより、おおむね当初の目標を達成したと考えています。

4 今後の課題と方向性等は継続・見直しですが、今年度は、働き方改革研究会の報告を踏まえた労働環境改善の推進、保育補助者の雇上費用の助成、保育のしごと就職フェアの開催等により、保育人材の確保を推進していきます。

次に55ページ、子どもの居場所づくり推進事業です。この事業は、子どもの貧困対策を推進するため、事業内容のとおり、子ども食堂の運営者と関係機関による連絡会議や研修会を開催するとともに、子ども食堂の新規開設や学習支援等の機能強化を行う民間団体を支援する市町村に対し助成したものです。

事業の成果については、これらの取組により、子どもの居場所が増加したことに加え、関係機関との連携や情報共有により、貧困に起因する問題の早期発見・早期支援の体制強化が図られたと考えています。

今後の課題と方向性等は、継続・見直しですが、今年度は、子どもの生活実態を把握するための調査を実施し、今後予定している県子どもの貧困対策推進計画の見直しや、各市町村における取組の支援に役立てていきたいと考えています。

次に58ページ、おおいた出会い応援事業です。この事業は、未婚化、晩婚化が進む中、若い世代の結婚の希望をかなえるため、事業内容のとおり、出会いサポートセンターの運営や、テレビ番組等の広報媒体を活用した結婚・子育てポジティブキャンペーン、婚活イベントの開

催等による広域的な出会いの場づくりなどを実施したものです。

事業の成果については、成果指標を出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数としており、婚活に関する情報交換会の開催など市町村をサポートした結果、全ての市町村で取組が進んでいます。

今後の課題と方向性等は、継続・見直しですが、出会いサポートセンターのサービス充実として、今年度から大分市外での会員確保に向けた県内5地域での巡回相談会などに取り組んでいます。

次に63ページ、みんなで進める健康づくり事業です。この事業は、県民の健康寿命延伸による健康寿命日本一を実現するため、事業内容のとおり、働き盛りの健康無関心層などに対し、健康アプリおおいた歩得（あるとつく）を活用し、楽しみながら運動習慣の定着を図るとともに、野菜摂取の普及を目指す、「まず野菜、もっと野菜」プロジェクトの推進、官民一体となった健康寿命日本一おおいた創造会議の開催や、従業員の健康増進を会社の成長につなげるという経営理念を掲げる健康経営事業所の拡大などの取組を行いました。

事業の成果については、中小企業への積極的な広報等により健康経営への理解が広まり、成果指標としている健康経営事業所の認定数が目標を上回ることができました。

今後の方向性は、継続・見直しですが、健康アプリおおいた歩得の利用者に対するインセンティブ付与による普及促進、企業等との連携による自然と野菜を食べたくなる環境づくりの創出、健康経営事業所の成果の見える化による健康経営の定着などに取り組んでいきます。

次に70ページ、地域医療を担う医師確保対策事業です。この事業は、地域の中核的な病院における医師の地域偏在及び医師不足に対応するため、事業内容のとおり、特定の診療科や指定病院で後期研修を行う医師への研修資金貸与、医学生を対象とした合同説明会や無料の職業紹介を行うドクターバンクおおいたなどにより医師の育成・確保を行ったものです。

活動指標の研修資金貸与中の医師数などが目標に達することができませんでした。臨床研修病院の合同説明会の開催などにより、医師の県内定着を図ることができました。

今後の方向性は、継続・見直しですが、大学や地域中核病院に対する研修資金貸与制度の周知をさらに強化するとともに、研修支援制度を利用しやすいよう基準の緩和について検討していきたいと考えています。

次に85ページ、認知症にやさしい地域創出事業です。この事業は、認知症の早期診断・早期対応の体制強化のため、事業内容のとおり、研修やスーパーバイザーの派遣による家族や介護従事者の支援の強化や、広域の見守りSOS支援体制の構築などを推進したものです。

事業の成果については、認知症サポート医やオレンジドクター、かかりつけ医などが参加する研修等を通じ、地域医療に携わる関係者の連携を図ることができました。

今後の方向性は、継続・見直しですが、認知症初期集中支援チームを核とした連携体制のさらなる推進と、認知症の人本人がピアサポーターとして活躍できる仕組みづくりなどに取り組んでいきます。

次に89ページ、障がい者就労環境づくり推進事業です。この事業は、障がい者雇用率日本一の実現を目指し、事業内容のとおり、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問や職場指導員配置企業に対する奨励金交付等を行ったものです。

事業の成果について、障がい者の雇用数及び雇用率共に上昇していますが、全国順位は6位と一つ後退しています。要因としては、上位県に比べ、本県の卸売・小売業と医療・福祉両分野における知的・精神障がい者就労の近年の伸び幅が相対的に小さかったことが順位に影響したのではないかと考えています。

今後の方向性は、継続・見直しですが、知的・精神障がいの分野を念頭に企業等への働きかけの強化が必要と考えており、昨年度302名を新規雇用につなげた障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけ強化や、奨励金の支

給対象企業の拡大など、雇用促進と定着支援の両面からきめ細かな企業サポートなどにより、日本一の早期奪還に向け取組を進めていきます。

続いて、平成30年度の行政監査及び包括外部監査の結果について報告します。

まず、行政監査についてです。お手元の資料、平成30年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の1ページをお開きください。

2の監査テーマ及び目的のとおり、昨年度は防災に必要な物資・資材等の管理についてをテーマとして実施されました。

次に、5の監査の結果についてです。福祉保健部においては、左側の改善事項として4項目中2項目、右側の検討事項として10項目中4項目の該当がありましたが、そのうち改善事項の①資機材の保管環境の整備と②資機材の状況確認及び更新等の措置について説明します。

3ページをお開きください。表頭左端の項目欄の上から3番目、5広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材の（2）保管場所と管理体制についてです。右側上段の改善事項についてですが、大分スポーツ公園内の資機材については、問題は認められませんでした。大分県中央飛行場の資機材については、土の上にコンテナが設置されており、湿気等により毀損しているおそれがあることから、設置場所を変更するなど、保管環境の改善を図るよう指摘を受けたものです。

そのため、監査後速やかに、資機材及びコンテナの除菌措置を行うとともに、コンテナを格納庫へ移動し、資機材を屋内で適切に保管する環境を整えたところです。

次に項目欄の一つ下、5の（3）品質・機能の確保についてです。これはさきほどの関連となりますが、大分県中央飛行場の資機材が毀損しているおそれがあることから、点検により使用の可否を判断の上、必要に応じて更新するよう指摘を受けたものです。

そのため、点検を実施するとともに、使用不可であったファクシミリ等の資機材について、現在、更新作業を進めているところです。

今回指摘を受けた全ての項目については、迅

速に処理するとともに、今後、同様の事案が生じることのないよう、適正な事務処理に努めていきます。

なお、包括外部監査については、福祉保健部は該当ありません。

幸福祉保健企画課長 福祉保健部一般会計の歳入歳出決算の主な事項について説明します。

まず、お手元の平成30年度決算附属調書の4ページをお開きください。歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

左端、科目欄の一番下、福祉生活費国庫補助金が2億1,803万4,598円の減となっています。これは、増減理由欄の減収となったものの上から3番目、保育対策総合支援事業費補助金の保育環境向上支援事業費が見込みを下回ったことにより、1億3,277万7千円の減収となったことが主な要因です。

次に、10ページをお開きください。科目欄、基金繰入金の上から4番目、社会福祉振興基金繰入金が4,827万517円の減となっています。これは、当該基金からの繰入れを行う子育てほっとクーポン活用事業費等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、二つ下の地域医療介護総合確保基金繰入金3,888万8,611円の減となっています。これは、地域医療介護総合確保施設設備整備事業費における医療機関等に対する補助金の所要額が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、その一つ下の安心こども基金繰入金7,567万7千円の減となっています。これは、子育て支援対策充実事業費が見込みを下回ったことによるものです。

次に18ページ、不用額についてです。科目欄の福祉生活費、社会福祉費の上から5番目の国民健康保険指導費が、3億9,625万2,495円となっています。これは、国民健康保険基盤安定化事業費の財政調整繰出金等が見込みを下回ったことによるものです。

次にその下、児童福祉費の上から2番目の児童保護費が3億9,405万6,907円となっています。これは、保育環境向上支援事業費

の補助金等が見込みを下回ったことによるものです。

次に25ページ、収入未済額についてです。科目欄の一番下、分担金及び負担金の福祉生活費負担金が5,373万4,130円となっています。これは、さきほど部長から説明申し上げたとおり、児童を児童養護施設等に入所措置した場合に、保護者等から徴収する負担金が、納入義務者の生活困窮などにより、収入未済となったものです。

次に、51ページをお開きください。特別会計分となりますが、国民健康保険事業特別会計における歳入決算額の予算に対する増減額についてです。科目欄の国庫補助金が6億2,014万5千円の減となっています。これは保険給付費等に要した費用のうち9%相当として交付される国の調整交付金が見込みを下回ったことによるものです。

次に55ページ、国民健康保険事業特別会計における不用額についてです。科目欄上から2番目の国民健康保険事業費の一番上、保険給付費等交付金が33億6,742万2,400円となっています。これは、市町村に対する当該交付金の算定の元となる、被保険者数が見込みを下回ったことによるものです。

次に57ページ、母子父子寡婦福祉資金特別会計における収入未済額についてです。科目欄の一番上、母子父子寡婦福祉資金の貸付金元利収入が9,699万1,037円となっています。これは、納入義務者である母子家庭等の生活困窮などにより、収入未済となったものです。

歳入決算については以上です。次に、歳出決算の主な事業について説明します。

別冊の平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の61ページをお開きください。まず、福祉保健企画課関係についてです。

第3款福祉生活費の第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費のうち、事業説明欄の上から2番目の福祉避難所体制強化事業費、決算額3,500万9,997円です。あわせて、お手元の主要な施策の成果の94ページをお開きください。これは、上から二つ目の四角囲みの事業

の目的のとおり、大規模災害時における要配慮者の応急救助と安心を確保するためのものです。福祉避難所の体制強化の支援により、具体的には、2事業内容のとおり、①の市町村が行う高齢者や障がいのある方など、要配慮者用の物資の備蓄に要する経費補助のほか、②の大規模災害時に福祉避難所等で要配慮者の相談や支援にあたるサポーター登録制度の実施などを行ったものです。

以降、その他の事業については各所属長から説明します。

高塚保護・監査指導室長 事業別説明書64ページをお開きください。保護・監査指導室関係について説明します。

第2目扶助費の事業説明欄の生活保護費、決算額15億5,720万9,122円です。これは、生活保護に要した経費のうち、県に実施責任のある町村分に関するものなどです。

一丸医療政策課長 事業別説明書70ページをお開きください。医療政策課関係について説明します。

事業説明欄のドクターヘリ運航事業費、決算額2億5,198万3,600円です。これは、事故や急病、災害時に医師や看護師が搭乗して救急現場に駆けつける救急医療用ヘリコプター、ドクターヘリの運航に要する経費に対し助成したものです。

北村薬務室長 事業別説明書72ページをお開きください。薬務室関係について説明します。

第5項薬務生活衛生費の第2目薬務費のうち、事業説明欄の一番上の薬務取締費、決算額551万9,086円です。これは、医薬品等製造・販売業者に対する監視・指導、毒物劇物取扱者試験の実施、薬務関係情報システムの運用等に要した経費です。

藤内健康づくり支援課長 事業別説明書79ページをお開きください。健康づくり支援課関係について説明します。

第6目母子衛生費のうち、事業説明欄2番目の聴覚障がい児療育体制強化事業費、決算額558万5,300円です。

あわせて、主要な施策の成果の56ページを

お開きください。これは、1の現状・課題、目的のとおり、聴覚障がい児が早期に療育を受けられる体制の強化を図るため、2の事業内容のとおり、①精密検査が可能な機器整備や、②医師・言語聴覚士の研修費等の助成及び③関係機関との研修会等を実施したものです。

山口国保医療課長 事業別説明書82ページをお開きください。国保医療課関係について説明します。

第3目予防費のうち、事業説明欄の一番上の後期高齢者医療等推進事業費、決算額185億8,739万9,025円です。これは、最初の項目の後期高齢者療養給付費負担金148億5,917万8,158円が主なものであり、後期高齢者医療費から患者負担等を除いた費用の12分の1を負担したものです。

次に、84ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計第2目保険給付費等交付金、決算額1,003億8,341万4,600円です。これは、事業説明欄の最初の項目の普通交付金973億2,518万2,600円が主なものであり、保険給付等の国保事業を円滑かつ確実に実施するため、療養の給付費等の市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村に交付したものです。

黒田高齢者福祉課長 事業別説明書88ページをお開きください。高齢者福祉課関係について説明します。第3目老人福祉費のうち、事業説明欄一番上の地域包括ケアシステム構築推進事業費、決算額1,296万4,140円です。

あわせて、主要な施策の成果の81ページをお開きください。これは、1の現況・課題、目的のとおり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活サービスを切れ目なく提供できる仕組みである地域包括ケアシステムの構築を図るため、2の事業内容のとおり、①構築に向けた人材育成や、②重度化防止に向けた地域ケア体制の整備及び③関係機関の連携促進に係る取組を実施したものです。

次に、事業別説明書90ページをお開きください。事業説明欄2番目の介護労働環境改善事

業費、決算額587万6千円です。

あわせて、主要な施策の成果83ページもお開きください。これは、1の現況・課題、目的のとおり、介護ニーズの増加が見込まれる中、身体的・精神的負担が大きいと言われる介護職員の離職防止・職場定着を図るため、2の事業内容のとおり、①介護サービス事業所に対する介護ロボット導入経費の補助や、②ノーリフティングケアについて、施設管理者研修や実地研修を実施し、新規にこの取組を行う施設を育成したものです。

御手洗こども未来課長 事業別説明書の94ページをお開きください。こども未来課関係について説明します。

事業説明欄の下から4番目の放課後児童対策充実事業費、決算額5億8,704万1,770円です。

あわせて、主要な施策の成果の42ページをお開きください。これは、1の現状・課題、目的のとおり、放課後における子どもの遊びと生活の場の確保を図るため、2の事業内容のとおり、放課後児童クラブの運営に要する経費の助成や、低所得者世帯への保護者負担金の減免を実施したものです。

藤丸こども・家庭支援課長 事業別説明書の98ページをお開きください。こども・家庭支援課関係について説明します。

事業説明欄の下から2番目の児童養護施設退所者等支援強化事業費、決算額8,613万9,700円です。

あわせて、主要な施策の成果の53ページをお開きください。これは、2の事業内容のとおり、児童養護施設等の入所児童及び退所児童に対し、児童アフターケアセンターおおいた等の専門的スキルを持つ職員が施設職員とともに生活訓練や就労支援等を行い、児童の自立に向け、生活安定など社会的養護の充実と強化を図ったものです。

次に、事業別説明書の102ページをお開きください。母子父子寡婦福祉資金特別会計の第1目貸付金の母子父子寡婦福祉資金貸付金、決算額3,657万7千円です。これは、ひとり

親家庭の親及び寡婦に対し、必要な資金を貸し付けることにより、その経済的自立や児童の福祉の増進を図ったものです。

二日市障害福祉課長 事業別説明書の104ページをお開きください。障害福祉課関係について説明します。

事業説明欄上から2番目の重度心身障がい者医療費給付事業費、決算額9億9,666万8,475円です。これは、障がいの重い方々の医療費負担の軽減のため、本人負担分について、県と市町村が2分の1ずつ助成したものです。

なお、この事業は、これまで月ごとに市町村窓口での申請を要する償還払方式でしたが、障がいのある方々や御家族の負担軽減を図るため、各医療機関等の御協力のもと、今月受診分から申請手続を不要とする自動償還払方式に移行したところです。

淵野障害者社会参加推進室長 同じく事業別説明書の104ページを御覧ください。障害者社会参加推進室関係について説明します。

事業説明欄下から2番目の障がい者工賃向上支援事業費、決算額1,738万2千円です。

あわせて、主要な施策の成果の90ページをお開きください。これは、障がい者の工賃水準の向上を図るため、共同受注センターに企業団体や地場企業等を構成員とする協議会を設置し、より効果的な情報発信や販路拡大、品質向上等ができるよう機能強化を行うとともに、アグリ就労アドバイザー等の配置に要した経費です。
井上（明）副委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が6名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず事業別説明書82ページ、国保事業ですね。国民健康保険の運営方針では、おおむね5年以内に段階的な赤字解消に努めるとうたっていますが、現状の市町村の取組はどうか。赤字解消、滞納整理等のための方針の中で、収

納率アップのために差押えや搜索の実施など、厳正な滞納処分を行うとも規定されているけれども、換価の猶予制度などの活用はどう図っていくのか。また、県内統一保険料の検討はされているのかという三つについて。

次に、主要な施策の成果の74ページ、精神科救急医療システム整備事業についてです。民間コールセンターに電話相談の窓口業務を委託していますが、窓口で対応する人の相談対応などの研修は行っているのか。相手は切羽詰まって電話してくると思いますが、そこでの対応がまずいと後で問題等が生じてしまう危険性もあると思いますので、その点はどうなのでしょう。

3点目に、主要な施策の成果の50ページ、児童虐待防止対策事業について。児童虐待防止のため、職員は毎日、本当に頑張っていると思います。昨年、目黒で起きた虐待死事件の公判も今開かれています。早期発見、早期対策に向けて、具体的に学校や警察等との連携や、虐待を確認するための措置をどう講じているのか。また、30年度の相談受理件数は1,684件となっていますが、どのようなケースで、どう解決していったのか教えてください。

4点目は児童福祉費の関係で、10月1日から幼保無償化が始まりましたが、全国で便乗値上げではないかと思われる事案があると聞いています。大分県内でこういう事案があるのかどうか。また、副食費の助成を行っている県下の自治体はあるのかどうか教えてください。

それと副委員長、ちょっと今の説明を聞きながら、最後にもう1点だけ聞きたいのでよろしいですか。（「はい」と言う者あり）最後に生活保護の関係で、平成30年度決算で10億3千万円の扶助費とありますが、平成29年度と比べてどうなのか。大分市は当然これには入っていないと思うんだけど、大分市も含めた保護費の金額又は人数が昨年と比べてどうなのか分かれば教えてください。

山口国保医療課長 国民健康保険事業について、現状の各市町村の赤字解消の取組、滞納整理にあたっての換価の猶予制度などの活用、県内統

一保険料率の3点についてお答えします。

まず、現状の各市町村の赤字解消の取組についてですが、削減解消の対象となる赤字があるのは大分市と由布市のみで、平成29年度に赤字削減解消計画を策定しています。由布市は平成30年度決算で赤字を解消させており、大分市は令和4年度の解消に向けて計画どおりに赤字を削減しているところです。

次に、滞納整理にあたっての換価の猶予制度などの活用についてですが、国保税の徴収事務を担当する市町村職員を対象とした研修会や、市町村国保事業の執行状況を確認するための実地調査の場などを通じて、換価の猶予をはじめとする納税緩和措置や国保税の減免制度の適正な執行について、引き続き助言していきます。

最後に、県内統一保険料についてです。保険料の統一には医療費水準や保険税水準の市町村格差や被保険者の保険税負担の急変、それから医療費適正化のインセンティブの確保など、多くの課題があります。県としては、まずは医療費水準の格差の平準化に向けた医療費適正化の取組など、歳入、歳出両面の取組を進めながら、国の動向や他の都道府県の状況を注視していきたいと考えています。

二日市障害福祉課長 精神科救急医療システム整備事業についてお答えします。精神科救急電話相談センターは平成29年度から民間コールセンターに委託しています。委託先は、全国の自治体から精神医療相談をはじめ、小児救急相談やいじめ、教育相談などの業務を受託している専門機関です。本県が委託している精神科救急相談に窓口で対応するのは、3年以上の業務経験がある精神保健福祉士や臨床心理士を中心としたメンタル部門の専門職で、服薬などの相談の場合は看護師を中心とした健康部門の助言を受けて対応しています。なお、昨年度の本県関係の受付件数は408件となっています。

研修については、委託先において基本研修とテーマ別研修と事例検討を行っています。基本研修は専門のトレーナーが基礎的な電話相談対応を講義するもので、テーマ別研修は精神科専門医がメンタル不調者への対応などについて講

義するものです。さらに事例検討では、相談員がチームに分かれて、対応が難しかったケースなどについて、どのように対応したら良いかを検証しています。これまでのところ、対応についての苦情などはいただいていませんが、もし問題があれば、迅速に対応していきます。

藤丸こども・家庭支援課長 児童虐待防止対策についてお答えします。まず、児童虐待の早期発見と早期対応については、全市町村で児童相談所、警察、学校などの関係機関による要保護児童対策地域協議会を毎月開催しています。その中で支援が必要な全ての事案について関係機関で情報共有を徹底した上で、虐待の早期発見に努め、必要な場合は警察と連携して一時保護するなど、子どもの安全確保を最優先に対応しているところです。

また、県外への転出ケースでは、転居先を見相職員が訪問し、管轄する児相へ確実に引継ぎを行うとともに、県外からの転入ケースについては、速やかに警察に情報提供の上、家庭を訪問し、安全確認を行っています。

次に、児童家庭支援センターが受け付けた平成30年度の相談件数1,684件の内訳ですが、この内訳は保護者の離婚や入院などによる養育困難に関する相談が788件、46%と最も多くなっています。続いて不登校相談が332件、20%、虐待相談は205件、12%となっています。

児童家庭支援センターは児童相談所の補完的機能を有する施設として、24時間365日支援が必要な保護者や子どもに対する相談、援助活動を行っています。相談後の対応は相談者への助言のほか、必要に応じてショートステイ事業により短期間子どもを預かるなど、専門的な支援を続けているところです。

御手洗こども未来課長 幼児教育・保育の無償化について2点お答えします。

まず、便乗値上げが大分県内にあるのかどうかという御質問ですが、保育の質の向上など、合理的な理由が伴わないにも関わらず、保育料が引き上げられているのが問題ではないかと思っています。本県では認可外保育施設や私立幼

稚園に対して、値上げを行う際は幼児教育無償化の趣旨を踏まえ、変更内容及びその理由の掲示と保護者への説明を行うよう、施設への説明会や通知などにより周知徹底を図ってきたところ です。

大分市を除く県が所管する認可外保育施設は52園ありますが、そこについては、現時点ではそういう不適切な値上げは確認されていません。また、私立幼稚園が保育料を変更する場合は、県への変更の届出が必要です。独自に保育料を決定できる幼稚園は県内に17園ありますが、そのうち9園が10月から保育料を値上げすることと確認しており、その値上げの理由は職員の増員や処遇改善、福利厚生の実、施設整備の実など報告を受けています。

2点目の副食費の助成を行っている県下の自治体ですが、臼杵市と豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村及び九重町の6市町村で行っていることを確認しています。

高塚保護・監査指導室長 生活保護費の関係についてお答えします。

事業別説明書64ページの扶助費10億3,051万8,074円に対して、29年度は10億8,296万6,711円と5千万円近く下がっています。

それから生活保護受給人員ですが、大分市を含めると、29年度は2万41人、保護率が1.74%となっています。また、直近のデータである本年7月時点では、人員が大分県全体で1万9,723人、保護率が1.72%となっています。

堤委員 まず国保の関係で、換価の猶予制度の説明を聞いていると、減免とか換価などは助言していくというお話だったんだけど、市町村の現場に行ってみてもこういう話、職権じゃなくて申請の換価猶予についての話ってなかなか出てこないよね。つまり、現場ではこの換価制度がなかなか浸透していない。地方税でもそういうケースもあるぐらいですから、特に国民健康保険税になるとそういう問題が出てきます。だから具体的に換価制度についての研修はきっちりやらないと。中身も複雑ですから、窓口で

は対応しきれないものをどうするのか、今後検討していくのかということを含めて教えてください。

それと生活保護の関係で、29年度と比べて若干減ってきているということなんだけども、何か要因があるのか。余り減った数は多くないんだけど、自立が進んだのか、それともそれ以外の件で生活保護が切られたのか、そういった事情が分かれば教えてください。

山口国保医療課長 換価の猶予をはじめとした納税緩和措置を実際にどうしているのかという点については、執行状況調査でも確認をしています。しおりを窓口に置いているほか、ホームページにも制度の紹介をしており、納税相談の際は親切、丁寧な対応と、生活実態、医療実態の正確な把握に努めています。

今、堤委員から御提案いただいた研修をすべきでないかという点については、担当者を集めた会議を定期的にやっているの中で、その中で議題としたいと考えています。

高塚保護・監査指導室長 生活保護の受給者の人数が減った要因ですが、近年、高齢者の割合が増えている中で高齢者の方々が亡くなっているのと、景気も余り大きく落ち込むこともなかったため、人数は漸減傾向という状況が続いています。

二ノ宮委員 主要な施策の成果の81ページ、地域包括ケアシステム構築推進事業について教えてください。

先日の企画振興部の審査の中で、ネットワーク・コミュニティ推進事業については、地域包括ケアシステム構築推進事業との連携が必要ではないかという質問をしました。それと以前の一般質問でも同趣旨の質問を行い、執行部からは両事業のコラボについて積極的に検討をという答弁もいただきましたが、まず地域包括ケアシステム構築推進事業の内容、それから問題点、ネットワーク・コミュニティ推進事業との連携について、どう考えているのかお聞きします。

黒田高齢者福祉課長 まず事業内容ですが、本事業は高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことがで

きるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの五つのサービスが一体的に提供される体制、地域包括ケアシステムの構築を目指し、この構築を図ろうとする市町村を支援するものです。

具体的には、住民から幅広く相談を受け付ける地域包括支援センターの職員や、住民同士で支え合う組織、高齢者の生活を支援するための資源を開発する生活支援コーディネーターを各市町村に設置しています。こうした職員の資質向上のための研修の実施や、医療・介護従事者の相互理解を深めるための協議会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた機運の醸成を図るため、市町村長を含む関係者が一堂に会する地域包括ケア推進大会の開催などを行っています。

問題点については、今後ますます高齢化が進み、医療と介護の両方を必要とする高齢者や、認知症高齢者の増加が見込まれているところです。このため、医療と介護の連携のさらなる推進や、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりなどが必要になってくるのではないかと考えています。

また、ネットワーク・コミュニティ推進事業との連携についても御質問をいただきました。御指摘のとおり、地域包括ケアシステムの構築とネットワーク・コミュニティの構築は、非常につながりが深く、私どももよく連携していかなければならないと思っています。例えば国東市の竹田津地区では、さきほど説明した生活支援コーディネーターが介護保険制度の事業とネットワーク・コミュニティ事業の両方を有効活用して、健康サロンや食事会、移動サービスなどを実施する住民組織、くらしのサポートセンターかもめの立上げを支援しています。また佐伯市の鶴見地区でも両事業を活用した取組が行われていると聞いています。

県としても、今年度から生活支援コーディネーターが情報交換する場を設けており、こうした取組を紹介して、各市町村への横展開も図っていきたいと思っています。

二ノ宮委員 今、地方で一番問題なのは、地域

に住み続けることができるかだと考えています。これからさらに高齢化が進む中で、そのためにネットワーク・コミュニティや地域包括ケアシステムという事業があるんだと思っています。

81ページにも書いているように、地域ケア会議の充実とか、地域ケア会議から明らかになった地域課題の解決に取り組むということなんです。だから、例えば小学校単位で地域に住み続けるために、買物難民や医療問題など、いろいろあるんですけど、そういう中の一つとして、高齢者対策、さらに医療対策として、この事業を具体的に入れていった方がいいんじゃないかということです。

そこで、生活支援体制整備事業というのがあると聞いています。これは、例えば由布市の場合では、実際にネットワーク・コミュニティに取り組んでいる地域の中に、さきほどの生活支援コーディネーターを派遣して、その中でやっています。市町村全体で地域ケア会議の中でどうやるかということも大切なんですけど、やはり実際の学校単位ぐらいでネットワーク・コミュニティを充実させるために、もう少し積極的にこの地域包括ケアシステムの仕組みなり、事業を入れていった方がいいと思うんですが、特に生活支援体制整備事業についてどう考えているか聞かせてください。

黒田高齢者福祉課長 御指摘のとおり、市町村では生活支援体制整備事業を実施しており、高齢者の地域での暮らしを多様な主体により支える体制の整備として、さきほどお話のあった生活支援コーディネーターの設置や、課題等について情報共有する協議体も設置しています。また、地域ケア会議の中に生活支援コーディネーターが入って、具体的な地域の課題解決につなげていくといった取組もあります。

県としては、地域ごとにそれぞれの課題があって、その地域ごとに解決策があると思いますので、それぞれの地域の実情を踏まえた取組が進むためには、好事例の共有などが重要になってくると思っています。

さきほどの繰り返しになりますが、生活支援コーディネーターを軸とした連携の在り方につ

いても研修会で共有していきたいと思っています。地域包括ケアシステムの構築では、地域ケア会議を中心にして、その内容は地域課題の解決ですので、そういったところがうまくいくようにアドバイザーの派遣もしています。こういった取組を通じて、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を進めていきます。

二ノ宮委員 さきほど言ったように、地域に住み続けるためにいろんな事業が起こっています。例えば国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりという事業がありますが、これも同じような目的だそうです。そういう中で、市町村はもちろん一体となってやるのが本当なんですけど、県もぜひそういうものを一体化して、その地域に住み続けるためにはどうしたらいいのか真剣に考える時期に来ていると思っています。これは要望です。

高橋委員 事業別説明書の66ページ、災害救助費の備蓄費の中の備蓄物資管理費について、お尋ねします。

今般の台風第19号、大分からは運良くそれでしたが、関東地方では甚大な被害が出ており、本当に被害に遭われた方へ心よりお見舞いを申し上げます。

さて、備蓄物資の更新費が1,600万円という決算になっていますが、こういう災害があった場合、最低3日間の物資の備蓄が必要だと言われていたように記憶しています。当然ながら、それはずっと永久のものではないので、家庭で備蓄している緊急時の食料等も定期的に入れ替えていかないと賞味期限が過ぎてしまいます。当然ながらこれも更新しなきゃいけないわけなんですけれども、1,600万円での程度の量の物資が更新されているのか、その品目とか量等が分かればお教えてください。

それから、その物資を備蓄してる場所ですが、行政監査・包括外部監査の結果の概要の2ページに4か所出ているんですけども、これ以外に県で物資を備蓄している場所があるのかどうか、教えてください。

それから、その更新した後は、更新前の物資が残ると思うんですけども、その後の処理は

どうしているのか教えてください。

2点目が、主要な施策の成果の62ページ、小児救急医療体制整備推進事業についてです。県の総合評価はAとなっていますが、実際のところ、小児救急については、現在でもやはり急な子どもの病気に対してすぐに対応してくれる病院がなかなかなくて、県民感情としてはまだ不十分であると思っている方が多いのではないかと思います。そういう意味で、県のA評価と若干の乖離があると思うんですけども、見解はどうか教えてください。

福祉保健企画課長 私からは、備蓄物資更新についてお答えします。

まず更新費1,600万円についてです。そのうち主なものとしては、主食としてのアルファ米、いわゆる白御飯です。これが食数にすると3万4,800食、金額にして714万1千円。そして副食としてのレトルトカレー、これが量的には2万3,520食、金額にして419万1千円。そのほか保存用の飲料水、これが2リットルペットボトルで9,462本、金額にして388万3千円などが主なものとなっています。

備蓄物資の保管場所ですが、県内16か所を備蓄物資保管場所に設定しています。県の総合庁舎や保健所、あるいは県の遊休施設などを使って保管しているところです。

2点目の更新した物資に係る処分方法についてです。処分方法については、有効活用の観点からも、賞味期限が切れる前に、防災・減災等の災害関連、あるいは生活困窮者対策等の福祉関連などの用途で活用しています。昨年度は、アルファ米やレトルトカレーを学校が行う防災教育の教材として提供するほか、生活困窮者の支援を行うフードバンク、県内に今2か所ありますが、そういったところに無償譲渡するなどをしています。

一丸医療政策課長 小児救急医療体制整備推進事業について、お答えします。

この総合評価については、夜間、休日に看護師や小児科医師からアドバイスを受けられる小児医療救急電話相談の実施や、入院が必要な小

児救急医療提供体制の整備に必要な運営費の助成を行ったことについて評価したものです。

初期救急については、開業医や病院等の御協力をいただきながら、当番制や夜間急患センターなど、各地域の実情に応じて運営しているところです。

また、入院が必要となるような二次救急については、県内六つの医療圏ごとに複数の病院による輪番制や、拠点病院による受入れのほか、オンコール体制などにより整備をしているところです。

また、重篤な症状の小児患者については、大分大学医学部附属病院で受け入れるよう、一次から三次までの体制の整備をしているところです。

しかしながら、地域によっては小児科医が少なく、夜間や休日に小児初期救急医療に対応できないところもあり、現在の体制が十分ではないと認識しています。

現在、開業医や病院等の御協力をいただき、各地域の実情に応じてできる限りの体制整備に努めながら、さらなる充実を図っていく必要があるかとは思いますが、それには、やはり小児科医の確保が不可欠になってくると思います。引き続き小児科医師の確保について、大分大学医学部や関係機関とも連携しながら取り組んでいきます。

高橋委員 物資の備蓄場所で、ちょっと私もさっき行政監査・包括外部監査の結果の概要を見て気付いたんですけども、そこにア、イ、ウ、エと4点あります。私の場合は臼杵なので、臼杵商業高校跡地の中にあるんだというのは分かったんですが、あそこは道路が非常に狭い一本道で、しかも近くに臼杵川が流れています。今回の台風のような、正に想定外の大きな災害があったとき、あの川があふれると、そこに行くための道路がどうなるか分からない、もちろん地震のときも。したがって、そういう備蓄場所について、ここには検討課題と出ていますが、そこら辺を検討する余地があるのかないのか確認させてください。

福祉保健企画課長 臼杵については南部地域

をカバーするエリアと考えていますが、臼杵市に協力していただいて備蓄しています。御存じのように備蓄物資を搬送する場合は小型トラック等を行うため、その辺りはカバーできると伺っていますが、御指摘のとおり川の近くですので、どこが備蓄場所としてより適切か、ふさわしいかといったことも含めて、全体の中で保管場所、量についても検討したいと思っています。高橋委員 ぜひよろしくをお願いします。

あと、さきほどの小児救急医療体制の整備についてですが、成果指標でも小児二次救急の整備割合が83.3%で、残りの約17%はまだということだと思いますので、これが少しでも上がっていくように、引き続きの検討と整備をお願いします。

原田委員 さきほどの堤委員と二つほど質問が重なっていますが、質問させていただきます。

まず、国民健康保険基盤安定化事業についてです。国保が広域化されて、既に1年半が経過していますが、特定健診項目の範囲等、当初の課題はどうなったのか、また現在の課題をどのように考えているのかお尋ねします。

二つ目は、主要な施策の成果の58ページ、おおいた出会い応援事業についてです。さきほど廣瀬部長からも報告があり、先日には出会いサポートセンターで成婚されたという報道もされていましたが、現在の会員数や状況についてお伺いします。

三つ目は、精神科救急医療システム整備事業についてです。さきほど堤委員から出たコールセンターですが、これは千代田区にあるコールセンターだと思います。2年前に訪問してお話を聞いたら、精神保健福祉士や専門医等がローテーションで勤務されていて、充実しているなという印象を受けました。その中で、当時ですが、毎月50件ぐらい相談があって、そのうち3分の1が家族からの相談の電話だったという話を聞きました。やっぱりとても不安な中で電話されていると思いますが、中には電話で相談するだけで解決する方もいらっしゃるかもしれませんが、多くの方はやっぱり専門医に受診したいという気持ちがあると思うんです。この

コールセンターと当番医、また将来的には県病に精神医療センターができますから、その連携をどう進めているのかお聞きします。

山口国保医療課長 国民健康保険基盤安定化事業について2点御質問をいただきました。

まず、国保の広域化によって当初の課題はどうなったのかということですが、医療機関における特定健診について、項目と単価を統一し、居住する市町村以外でも特定健診を受けられるよう体制を整備したほか、被保険者証様式の統一化や、70歳以上世帯の高額療養費支給申請の簡素化などを行うことにより、被保険者の利便性の向上と市町村国保事務の効率化につながったと考えています。また、国保財政については、国による公費拡充と広域化により、従来より大きく安定化したものと考えています。

2点目、現在の課題ですが、やはり年齢構成が高い、医療費水準が高い、それから所得水準が低いなどの国保が抱える構造的な課題については、歳入、歳出両面からの取組を強化することが重要ですので、安定的な国保制度を確立するための定率国庫負担の引上げなど、国による財政支援の強化を引き続き求めていきます。

あわせて、今後も見込まれる医療費の増加を抑制するために、市町村と連携して、被保険者の自発的な健康づくりや糖尿病性腎症をはじめとした生活習慣病の発症予防、それから重症化防止などの取組を推進していきます。

御手洗こども未来課長 出会いサポートセンターについて御質問をいただきました。

出会いサポートセンターは昨年の6月末にオープンして、7月から募集を開始しました。今年10月10日現在の会員数は1,145人で、8組が成婚しています。現在交際中と報告いただいているのが84組あり、センターの結婚支援員が交際中の悩みなど、丁寧にサポートを行っているところです。

また、会員のうち6割が大分市に集中していることから、他地域のニーズにも対応するため、今年の7月から県内五つの地域、国東、佐伯、竹田、日田、宇佐にて巡回相談会を開始しています。今後も会員の確保と会員サービスの向上

に取り組んでいきます。

二日市障害福祉課長 精神科救急医療システム整備事業についてお答えします。

現在、民間コールセンターに委託しているのは、夜間、休日の精神科救急電話相談で、主な相談内容は、医療機関受診の希望や、話を聞いてほしいなどです。夜間や休日に対応できる精神科病院がほとんどないという現状なので、受診までの過ごし方などの助言を行っています。

来年秋に予定されている県立病院精神医療センター開設後は、この電話相談に緊急な受診の必要性の判断と受入先の病院を調整する機能を付加して一体的に運営し、ワンストップで対応することとしています。また、民間精神科病院による輪番制の機能を拡大し、これまでの措置入院に加え、本人や家族の希望により、緊急的な対応が必要な患者についても民間病院と県立病院が分担して受け入れることとしています。

このようにコールセンターがまず相談を受け、緊急の受診が必要かどうかのトリアージを行い、受診が必要な場合は患者の所在地や症状によって民間病院と県立病院とが協力して救急患者を受け入れる仕組みを構築しているところです。今後も精神障がい者や御家族の思いに寄り添いながら、コールセンターと民間病院、県立病院精神医療センターがそれぞれの役割をしっかりと果たせるように体制を整えていきます。

原田委員 出会いサポートセンターと精神科のコールセンターの話、よく分かりました。出会いサポートセンターについては、とても個人情報がかっちり守られているなという印象を受けました。とてもいいことだなと思っていますので、ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。

国保なんですけど、さきほど堤委員への答弁にあった統一保険料の問題。山口課長は医療費水準の格差の平準問題を言われましたけど、例えば大きな病院がない市町村の方々も、やっぱり最終的には大きな病院、別府や大分の病院へ行くわけですから、平準化の問題については、もうそこに大きな病院があるかないかの問題じゃないなと思っています。

そういう意味で言うと、統一保険料というのが考えられてくるのかなと思うんです。大阪ではもうそういったことがかなり進んでいます。市町村からは何かいろんな意見が、反対意見もあるという話も聞きます。九州でも福岡や沖縄は、国保運営方針に統一保険料を何年以内にやると時期を明記しているという報道もされています。その中で大分県として、これから統一保険料に向かうのかどうか答弁をお願いします。山口国保医療課長 国が示している納付金算定のガイドラインの中で将来的には保険料の統一を目指すとされているので、将来的な課題ではあるだろうと考えています。

市町村とは税率在り方研究会を設置して、統一保険料が前提ではなく、どんな課題があるのか、メリット、デメリットをきちんと整理して、協議、意見交換を続けているところです。いろいろと難しい課題があり、意見も様々ですので、今後も引き続き議論していきたいと考えています。

守永委員 主要な施策の成果の57ページ、発達障がい児・家族支援体制強化事業についてです。

発達障がい対応力向上研修として、小児科医を対象に発達障がいの診療に応じるための専門研修を行っています。平成30年度から年3回実施していますが、この研修で何人ぐらいの医師が受講して、その受講者が具体的に対応していただいているのか、その状況を把握していれば教えてください。

現在、発達障がいに気付くための体制は、県下でどのような状況なのか、対応できる医師がどのくらいいるのか、病院の数、対応できる医師がいない市町村の数などを教えてください。

二日市障害福祉課長 発達障がい対応力向上研修についてお答えします。

発達障がい対応力向上研修は、地域のかかりつけ医などが一定水準の発達障がいの診察や対応ができるようになることによって、早期発見、早期支援の推進を図ることを目的として実施するものです。厚生労働省の実施する研修に県内の医師を派遣し、伝達研修を開催するもので、

平成30年度から県医師会に委託して行っています。

昨年度の実績として、11月に25名の小児科医向け、12月に37名の精神科医向け、3月に52名の地域のかかりつけ医や医療従事者向けの研修を実施しました。なお、この研修に参加した医師のうち承諾を得られた小児科医17名、精神科医22名、内科などのかかりつけ医26名の計65名を県庁ホームページで紹介しています。

また、平成27年の県の調査では、発達障がい診断、治療等について対応可能で、かつ公表を承諾した医療機関は九つの市の28機関で、これも一覧を県庁ホームページに掲載しています。

27年に調査した9市の医療機関と、今回研修に参加して公表してもいいとなった医療機関を合わせると、16の市町で発達障がいに対応可能な医療機関があるということになります。

県としては、小児科医や精神科医、内科等のかかりつけ医が連携して、地域における発達障がい児、発達障がい者の早期支援の在り方や仕組みを構築していくことが重要だと考えているため、県医師会とともに支援強化に取り組んでいきます。

守永委員 医師の体制整備については御尽力いただいている中で、一定程度の成果があがっているのかなと思いました。16市町で整備されているということは、残るところについては、その周辺市町で対応できているものと思いますが、その中で、発達障がいの子どもを持つ親がきちんと事実を受け入れられているのかどうか大きな課題になると思っています。そういった部分で医師や医師以外の方も対応されていると思うんですが、どのような変化があったのか教えてください。

二日市障害福祉課長 発達障がい、あるいは発達障がいの疑いのある子を育てている保護者の方からは、いろんな不安があつてなかなか相談できないということもお聞きしています。県では以前からペアレントメンターを育成して、同じような境遇にあるお父さん、お母さんのサポ

ートをしていただいています。また、保護者の方々、まだはっきり発達障がいと診断されていない子の保護者も含めて、どう対応すればいいのか、どう接していけば子どもたちにとっていいのかといったペアレントトレーニングも行っています。

医療機関で診断を受けるだけが解決ではなく、その後の療育も大変重要ですので、引き続き体制の整備に取り組んでいきます。

御手洗こども未来課長 子どもたちが日々通う保育所などでも、やはり発達障がいに早期に気付くことが大変重要だと思っています。そこで、保育コーディネーターという研修を行っており、平成26年から30年にかけて保育コーディネーターを約490名養成しています。今、保育所の約7割にそういったコーディネーターを配置していますが、今後もできるだけ多く養成して、日頃の生活の中でも親子に寄り添えるような体制を作っていきたいと思っています。

守永委員 いずれにしてもそういう子どもたちに、親たちも含めて早めに気付いて対応していくことで、大人になったときに、社会になじんでいける、社会に出ていけるという体制を作ることが大事だと思っています。中には大人になるまで気付かれずに、就職すると同時に実はそういう病気だったんだということで、逆にそれが分かって救われるという方々もいらっしゃるので、そういった状況も含めて様々なケースを伝達していく、こういうケースもあるよと理解していただくよう取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

成迫委員 私からは2点質問します。

1点目は、事業別説明書の94ページ、また主要な施策の成果の39ページにある病児保育充実支援事業についてです。私の地元でも病児保育施設の充実をしてほしいという声をたくさんいただくんですが、実際のところ、佐伯市では過去3年間の利用者数は減少してきています。県全体ではどういった状況になっているのかお聞かせください。

もう一つは、事業別説明書の98ページ、また主要な施策の成果50ページにある児童虐待

防止対策事業についてです。児童家庭支援センターの相談受理件数については、平成30年度にかけて増えてきており、子どもたちも声をあげやすい環境になって、いい方向に進んでいると受け止めています。この活動指標にある1,684件のうち、実際に虐待と認められた件数はどのくらいあるのでしょうか。また、虐待を受けた子どもたちへのその後の対応について、どういった対応ができていますのか教えてください。

御手洗こども未来課長 病児保育施設についてお答えします。

御指摘のとおり、佐伯市では1施設で実施しており、平成27年は528名、平成28年は469名、平成29年は461名、平成30年は269名と減少しています。この減少理由については、なかなか施設に確認しても分かりづらいところですが、年によってインフルエンザの流行度合いなどで、若干の動きはあります。

また県全体の状況ですが、県では病児保育施設の整備を進めており、施設数は、平成27年で21か所ありました。28年は24か所、29年は28か所、30年は30か所、そして今年度は新たに1か所開設して、現在31か所で実施しています。

県内の病児保育の利用者数は、延べ人数で、平成27年が1万2,994人、28年が1万4,157人、平成29年は1万4,958人、平成30年は1万6,546人と年々増加している状況です。

藤丸こども・家庭支援課長 児童虐待防止についてお答えします。

まず一つ目ですが、児童家庭支援センターが受理した相談のうち、児童虐待に関する相談という形で対応したものが205件、全体の12%です。

二つ目の相談を受けた後の対応ですが、センターには支援担当相談員と心理相談員がいます。そういった相談員が保護者に暴言などによらずに子育てする方法であるとか、子どもへの関わり方についての助言などを行っているところです。それから、子どもに対して必要に応じて会

話や遊びを通じて心理的な安定が図られるように対応するという形で、虐待を未然に防止する取組を行っているところです。

成迫委員 病児保育は県全体としては増えている状況のようですが、佐伯市では、健康な子どもが多いという見方もあると思うんですが、周辺の親世代に聞いてみると、こういった施設があることがまだ浸透していないので、周知の部分も今後、県の課題としてしっかりと検討していただければと思います。

虐待防止対策について、その後の保護者へのアプローチもされていると御説明いただきました。先日、里親をされている団体の方と意見交換をした際に、最初は虐待を受けて1年くらいは預かるということで里親を引き受けた保護者の方が、その後も10年ほど、ずっと里親を続けていると。中には普通に家庭に戻って正常な家庭の中で生活できている子どもたちもたくさんいるということなんですが、やはりまだ家庭に戻れていない子どもたちもたくさんいるというのが現状です。この事業内容の中に、家族支援機能強化事業ということで、専門職員の養成という部分があり、これが家庭の機能を戻す役割を担う職員になっていくと思うんですが、まだこれは職員の養成段階で、現場にはまだ落とし込めていないのかお聞かせください。

藤丸こども・家庭支援課長 専門研修を受講した職員についてですが、これは前の中央児童相談所等で研修を行っており、それを毎年行って計画的に職員を増やしていこうとしているところですので、引き続きこういった形で研修を行い、専門的な知識を身に付けた職員を今後も増やしていきたいと考えています。

成迫委員 また私も現場の声をしっかり聞きながら、皆さまと一緒に力を合わせて、苦しむ子どもたちが一人でも少なくなるように努力していきますので、今後ともよろしくお願ひします。

井上（明）副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

戸高委員 主要な施策の成果92ページの福祉・介護人材確保対策事業ですが、福祉、介護の人材が減少する中で、積極的に人材確保に努め

ていただいていることに感謝申し上げます。一旦、就労すると、キャリアパスや処遇改善などが離職を低下させる大事な要件になると思っています。そういう意味で今回の10月からの特定処遇改善ですが、これについては、なかなか事前周知されていないとか、制度の適用範囲が分かりにくいといった声がありました。10年以上の介護福祉士に8万円であるとか、「等」と付いているから介護福祉士じゃなくてもいいんじゃないかといった声はずっとありました。一応しっかりと対象となる事業者が申請を行ってきたと思っていますが、県内の申請状況、今もし分からなければ後ほど結構ですが教えてください。

もう一つは、対象者がどうなっているのか、事前にそれだけでも分かれば教えてください。
黒田高齢者福祉課長 今年の10月から開始された特定処遇改善加算について御質問をいただきました。

今回の特定処遇改善加算については、介護人材確保のための取組を一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進めるために、今般の消費税率10%への引上げによる増収分を財源として実施するものです。具体的には経験、技能のある介護職員、原則で勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額8万円又は年収440万円を確保し、他産業と遜色ない賃金水準を実現するものです。これは基本的なものであり、事情があれば必ずしも月額8万円、年収440万円まで引き上げなくても良いというものであり、各事業所で柔軟に考えて、対応していただくものです。

あわせて、これまでは直接介護に従事している職員を対象にした処遇改善加算をしていましたが、一定のルールにのっとり、その他の介護職員や介護職以外の職種、事務員についても柔軟な配分を可能とするものです。

申請件数については130法人から申請をいただいています。今回対象となっている事業所の約3分の1に当たります。

また、制度の周知が余りなされていないんじ

ゃないかといった御指摘もいただきました。制度の周知については今後とも機会を捉えてやっていきたいと思っていますが、現在、県では今回の新制度についても、担当職員が県内の事業所を個別訪問しており、制度の周知を図っているところです。今年度は100事業所ほどを回りたと思っています。こういった形で今回の制度の趣旨と、実際にどのような形で手続を進めればいいのかも含めて、丁寧に説明していきたいと思っています。

戸高委員 今回の事業所が申請する要件は、キャリアパス要件が3段階なくても、1段階でオッケーということでしたので、県内の9割程度の事業者が申請対象となると思います。ぜひ周知をしっかりと行っていただきたい。よく聞くのは、10年以上しっかり働いているけども、うちの事業所が申請しないんだという声はあります。これは今までのキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの申請段階からずっと出ていた声ですので、ぜひ離職防止という観点からも進めていただければと思います。

井上（明）副委員長 ほかに事前通告していない委員で質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されていますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

猿渡委員外議員 まず事業別説明書109ページ、障がい児通所給付費等県負担金についての質問です。

発達障がい児など、障がい児の療育へのニーズが今非常に高まっている中で、放課後等デイサービスや児童発達支援センターなどの体制について、例えば別府は放課後デイサービスが大変増えているんですが、市町村によってはそうではないところもあるんじゃないか、地域間格差が出てるんじゃないかなと思っていますが、その辺はどうでしょうか。ニーズに十分応えられているのか、今後の課題をどのように考えているのか教えてください。

二つ目には、主要な施策の成果86ページ、障がい者差別解消・権利擁護推進事業について、

この中にヘルプカードの問題もありますが、このヘルプカードの利用者数についてはどのようなになっているのか。

また、以前も周知を図っていくという答弁があったんですが、ヘルプカードや、また妊婦さんのためのマタニティマーク、こういうマークについての周知を図るために、県外ではシールやポスターを電車やバスの中などに貼っているのを見かけます。高齢者や障がい者などの皆さんの優先席のところに、東京都内の電車などでは見かけるんですが、このヘルプマークやマタニティマークのシールを貼っていると座りやすいですね。外見では分かりにくい妊婦さんも座りやすい状況があります。そういう周知を図ってはどうかと思えます。また、公共施設などにもポスターやマークを貼って周知をしていくことが必要ではないかと思えます。さらに以前も求めたのですが、バッグなどに付けられるタイプのものを導入してはどうかと思えますがどうでしょうか。

もう一つ、主要な施策の成果の58ページ、おおいた出会い応援事業についてです。OIT Aえんむす部出会いサポートセンターの開設以降、8組の方が結婚をされたという答弁がありました。これは30年度が3,561万5千円、令和元年度の予算が4,335万1千円となっています。この額に見合う成果があがっているのかなと疑問に感じるわけです。対象が20歳以上から、おおむね40歳代までとなっていますが、50歳代以上も対象にすべきではないかという声がありますがどうでしょうか。

二日市障害福祉課長 障がい児通所給付費等県負担金についてお答えします。

障がい児に必要な福祉サービスの提供体制は、児童福祉法第33条の20により、市町村が計画を定めて体制の確保に努めることになっています。各市町村が障がい児福祉計画を策定して体制整備に取り組んでいるところです。

本年4月時点の障がい児通所支援事業所の状況は、児童発達支援が県内全体で58事業所、定員757名、放課後等デイサービスが132事業所、定員1,474名で、5年前と比べて

事業所数、定員とも2倍又は3倍に増加している状況です。

なお、児童千人当たりの障がい児通所支援事業所の定員数を比べると、西部圏域の7.6から東部圏域の13.6と2倍弱の差があるという状況です。

県としては、引き続き市町村が行うサービス提供体制の整備を支援するとともに、児童発達支援管理責任者や療育担当職員を対象とした研修を通じて、各事業所が提供するサービスの質の向上に取り組んでいきます。

澁野障害者社会参加推進室長 私からはヘルプカードとヘルプマークについてお答えします。

まずヘルプカードの利用者数ですが、周囲の人が手助けするきっかけとなるヘルプカードについては、昨年の作成当初に市町村や大分県難病疾病団体連絡協議会等に約1万7千枚を配布しています。その後、追加配布の要望もあり、現在は約2万枚を配布しているところです。

また、ホームページから印刷して利用もできることから、正確な利用者数の把握は難しい状況ですが、現状としては、それ相応の方々が利用していると思われま。

それから、ヘルプカードの周知とマークの導入についてですが、ヘルプカードの普及を図るため、昨年、金融機関や交通事業者、医療機関、旅館、ホテル団体等を訪問し、周知の協力を依頼したところです。議員から御提案のあった公共交通機関や公共施設等へのポスター掲示等によるPRは大切な周知方法だと認識しています。

また、ヘルプマークに関しては、現在、利用者やその方々と身近に接する市町村等の声を聞いているところであり、今後よく研究していきたいと考えています。

藤内健康づくり支援課長 マタニティマークの周知についてお答えします。

マタニティマークを用いた啓発グッズについては、平成20年度には県でも作成しています。現在は市町村が主体となって周知を行っており、例えば大分市をはじめ7市町では母子健康手帳交付時にマタニティマークの付いたストラップを、日田市など5市町ではマタニティマークの

ステッカーを配布しています。今後とも市町村と連携して、また御指摘いただいた駅や電車、バス内、公共施設などの掲示についても関係者と協力しながら今後の周知の方法を図っていきたいと考えています。

御手洗こども未来課長 O I T A えんむす部出会いサポートセンターについてお答えします。

県で取り組んでいる子育て満足度日本一の実現を目指して、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援に幅広く取り組んでいます。

出会いサポートセンターは、この取組の一環として、結婚を希望する若者に出会いの機会を提供し、希望の実現を後押しするために開設したものです。そのため対象を現在20歳以上、おおむね40歳代までの若い方としています。

また、さきほど猿渡議員がおっしゃった8組がコストに見合う成果なのかという御質問ですが、確かに8組はまだまだ途上だと思っています。現在交際中の方ができるだけゴールに近付けるように、また、気持ちはあるんだけどなかなか積極的に自分から動けないという方もいらっしゃると思います。そういった方には自分磨きセミナーなど、いろんな形で支援員が今、丁寧にフォローしており、成婚につなげたいと思っています。

猿渡委員外議員 ヘルプカードについて、ポスター掲示が大事だという答弁だったんですけども、ぜひ、ポスターやシールの掲示を早く実現していただきたいと思います。まだよく知られていないので、電車の中や駅、公共機関での掲示は非常に効果があると思っています。

出会いサポートセンターですが、やはりこども未来課がえんむす部を担当しているので40歳代までなのかなと思うんですが、今、50歳代、60歳代も結婚したいという方は多いので、ぜひその辺も、今後また検討していただきたいと思います。独身の方も増えているので、ぜひ考えていただきたいと思います。

放課後デイサービス等、どの辺りの地域が不足しているのか、もう1回教えてください。

二日市障害福祉課長 さきほど申し上げたのは、単純に児童の数に対して定員がどのぐらいかと

いう状況です。市町村ごとに必要なサービスの量などを見込んで事業所の誘致などを行っているわけですが、さきほど申し上げた単純に児童の数で定員を割った数字で見ると、一番少ないのが西部圏域の児童千人当たりで7.6、その次に少ないのは豊肥圏域で9.5、次が北部、順に南部、中部、東部圏域が一番多いということになっています。

井上（明）副委員長 ほかに委員外議員で質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

井上（明）副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの福祉保健部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 国民健康保険税の関係で、やっぱり各自治体で滞納世帯も増えてきているんです。さきほどの答弁の中でも、国へ定率国庫負担金等を増やしてほしいと要望していくということですが、これは全国知事会からも出していますが、ぜひこれをもう少し声を大にして、本当に高すぎる国保税について、その引下げを国に対してこれからも強く求めていく、引下げを実現させていくという方向性を、ぜひ持っていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いま

す。

井上（明）副委員長 ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。詳細については委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で福祉保健部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩します。

午前 11時55分休憩

午後 1時00分再開

元吉委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、生活環境部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、生活環境部長及び関係課室長の説明を求めます。

宮迫生活環境部長 それでは、はじめに昨年度の決算特別委員会において御指摘のあった案件について、措置状況を報告します。平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の14ページを御覧ください。

（3）個別事項についての④DVのない社会づくり推進事業についてです。若年層段階からの研修については、将来の加害者・被害者を生まないため若い世代を対象とした人権教育としてのデートDV防止セミナーを、職員や外部講師を学校に派遣し実施しており、平成30年度は23校で約5,200名の生徒が受講しています。

次に、デートDV防止セミナーの講師の育成については、教職員や教育庁人権問題講師等を対象に、DV予防教育指導者養成研修を実施し、平成30年度は、基礎セミナーに41名、実践セミナーに9名が受講しました。今年度の実践セミナーは、座学にとどまらず、講師が実際に学校で行うセミナーの聴講を組み合わせる予定です。このほかにも、女性に対する暴

力をなくす運動と相談窓口をより多くの県民の方々に知っていただくため、アイネスパープルリボンプロジェクト2018と題して、広く民間企業の協賛を募り、60社の協力を得て、パープル・ライトアップ等の取組を実施しました。

今後とも教育委員会等と連携して、より多くの若年層への効果的な広報・啓発に努めていきます。

続いて15ページ、⑤女性の就業・活躍支援についてです。女性の職業生活における活躍の推進を図るため、経済5団体と連携した女性が輝くおおいた推進会議において、県内の事業所を対象に女性活躍推進宣言を働きかけています。

令和元年6月末現在157社が宣言し、事業所内保育所の設置や保育料の助成、子育てに配慮した勤務形態の導入など、働きやすい職場づくりに取り組むとともに、女性の専門職への採用や職域拡大など、育成・登用等にも取り組んでいます。また、優れた取組を行っている事業者を表彰し、その取組をホームページ、リーフレット等にて広報を行っています。

あわせてアドバイザーとして社会保険労務士を無料で派遣し、周知・啓発、宣言作成等事業所の自発的取組への支援を行っています。事業主の人材育成や女性従業員のキャリアに関する悩みに対応するため、専門家を企業に派遣しコンサルティングを実施しています。平成30年度は10社へ派遣を行いました。

今後とも、経済団体等と連携し働きやすい職場環境づくりや女性の登用のため、情報提供や取組への支援を行っていきます。

次に、生活環境部の全般的な決算内容について説明します。平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の113ページをお開きください。平成30年度歳出決算総括表です。

決算の総額ですが、表の一番下の欄の歳出合計を御覧ください。予算現額111億7,414万2,600円に対して、支出済額が107億7,694万5,473円、翌年度繰越額が1億8,491万1千円、不用額が、2億1,228万6,127円となっているので、予算現額と支出済額との比較は、3億9,719万

7, 127円となっています。決算全般事項については以上です。

続いて、平成30年度における主要な施策の成果について、生活環境部関係の主要な事業を説明します。お手元の資料、平成30年度における主要な施策の成果の102ページをお開きください。

左上事業名、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業ですが、その下の総合評価はAです。1現状・課題、目的の右側の事業の目的ですが、本事業は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの環境保全活動の推進や自然と共生した地域の振興を図るものです。

2事業内容ですが、オフィシャルアーティストTAOを活用した情報発信や、シンポジウム開催を通じた広報周知活動などに取り組みました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、引き続き、ユネスコエコパークエリア内の研究調査体制の充実や、認知度向上に向けた情報発信強化を進めていきます。

106ページ、おおいとうつくし作戦推進事業ですが、総合評価はAです。

事業の目的ですが、環境保全活動の裾野を広げ、将来に向けた担い手の確保を図るため、おおいとうつくし作戦として従来の環境保全活動を通じて地域を元気にする取組を展開するものです。

2事業内容ですが、昨年度は国民文化祭・全国障害者芸術文化祭を契機として、環境の視点からのおもてなし活動を展開したほか、環境保全団体と協働しておおいとうつくし感謝祭を開催するなど各種啓発活動を展開しました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、引き続きラグビーワールドカップ等の大型イベントで環境の視点からおもてなし活動を行うほか、モデル地域を選定し、その地域の環境保全活動を活性化し、情報発信することでうつくし作戦のさらなる浸透を図っていきます。

107ページ、犯罪被害者等支援推進事業ですが、総合評価はAです。

事業の目的ですが、犯罪被害者等の二次的被害

の防止を図るとともに、援助を必要とする人に寄り添った支援をするため、相談体制の強化や経済的負担の軽減を図るものです。

2事業内容ですが、市町村の犯罪被害者等見舞金支給事業への補助や支援ノートの作成・配布による寄り添い支援を行うとともに、ネットワーク会議や職員研修等を通して相談体制の強化を図りました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、引き続き被害者に寄り添った支援を実施するとともに、より被害者等の実状に対応した支援施策策定に取り組んでいきます。

109ページ、動物愛護協働推進事業ですが、総合評価はAです。

事業の目的ですが、猫の引取り頭数及び殺処分頭数を減らすため、大分市と協働で設置した動物愛護センターを中心に譲渡を推進するものです。

2事業内容ですが、猫の繁殖を抑制し、引取り頭数や殺処分頭数を減少させるため、手術費の助成を実施し、またボランティアや医師会協力の下、猫の譲渡会を開催し譲渡を進めてきました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、動物愛護センターを拠点にボランティアと連携した譲渡会の推進に取り組んでいきます。

112ページ、おおいの食育ステップアップ事業ですが、総合評価はAです。

事業の目的ですが、本事業は、健全な食生活を実現するため、家庭や学校及び地域と連携した普及啓発等を実施するとともに、地域における共食の場を活用した食育を推進するものです。

2事業内容ですが、食育推進全国大会を開催し、食の大切さについて理解を深めるとともに、食育人材バンクによる食育の実践者登録、派遣を通して食育の普及啓発に取り組ましました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、食育推進全国大会レガシーを活用した共食の場の拡大・支援に取り組むとともに、関係部局等と連携した、おおいの食の日イベントや食育の普及啓発に取り組んでいきます。

115ページ、公営水道運営基盤強化推進事

業ですが、総合評価はAです。

事業の目的ですが、本事業は、将来にわたり県民への安全・安心な水道を確保するため、運営基盤の有力な強化策である広域連携に向けた検討を促進するものです。

2事業内容ですが、水道事業体との協議及び専門家からの意見聴取した結果に基づき大分県水道ビジョンを策定しました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、水道事業運営基盤強化に向け圏域連携推進会議の開催及び人材育成研修の実施に取り組んでいきます。

118ページ、地域防災力向上支援事業ですが、総合評価はAです。

事業の目的ですが、地域防災力の向上を図るため、自治会や自主防災組織等による避難訓練等の実施を促進するものです。

2事業内容ですが、防災士不在の自主防災組織を解消するための防災士養成研修や、避難訓練等の実施が困難な自治会等に対し、訓練等の実施とその定着を図る訓練押しかけ支援隊による活動等を実施しました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、養成した防災士が地域において避難訓練を円滑に実施できるよう防災士スキルアップ研修メニューの見直し等を実施していきます。

119ページ、地震・津波対策加速化支援事業ですが、総合評価はCです。

事業の目的ですが、本事業は、南海トラフ巨大地震等に備え自主防災組織等が行う防災・減災活動等へ支援を行う市町村に対し助成を行うものです。

2事業内容ですが、簡易ベッドや簡易トイレ等の購入や防災倉庫やAED等の設置などに対して助成しました。

4今後の課題と方向性等は終了ですが、これまでの成果等を踏まえ、新たに地震・津波等防災・減災対策推進事業として、自主防災組織が行う地域の防災・減災活動への助成に加え、避難行動要支援者等に対する防災行政無線戸別受信機の設置など、引き続き支援していきます。

125ページ、女性の活躍推進事業ですが、

総合評価はAです。

事業の目的ですが、本事業は、経済団体と連携し企業に対して女性の登用促進や働きやすい環境づくりなどに取り組み、男女が共に働きやすい社会の実現を図るものです。

2事業内容ですが、経営者の意識改革としてコンサルタントの派遣やセミナーなどを開催するほか、働きたい女性のための無料託児サービスを実施し、女性の活躍推進に取り組んできました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、働いている女性の就労継続や登用への支援のため、企業へのキャリア・コンサルタント派遣を実施し、また働いていない女性の就労等社会参画の促進のため、エンパワーメントセミナーの実施により女性活躍を支援していきます。

127ページ、私立学校運営費補助ですが、総合評価はAです。

事業の目的ですが、本事業は、私立小、中、高等学校の教育条件の維持向上や、経営の健全性確保を図るとともに、魅力ある私立学校づくりを支援するものです。

2事業内容ですが、19の私立学校に対して、経常的経費の助成を行うとともに、特色ある学校づくりに向けた進学・就職・スポーツ・文化などの取組に対し支援を行いました。

4今後の課題と方向性等ですが、継続・見直して、引き続き、私立学校が公教育に果たす役割の重要性に鑑み、魅力ある私立学校づくり等の取組に対して支援していきます。

平成30年度における主要な施策の成果については以上です。

続いて、平成30年度の行政監査の結果の概要について説明します。お手元の資料、平成30年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の1ページをお開きください。

平成30年度行政監査結果の概要については、決算特別委員会初日に総務部長から説明しましたので、ここでは、当部所管の防災対策企画課、危機管理室及び消防保安室に係るものについて説明します。

まず、監査結果ですが、3ページを御覧ください。

さい。一番上の職員用災害備蓄物資の保管と管理体制の項目において、定期的な周知により適正な管理を促すよう、御意見をいただき、全管理機関に対し、職員用災害備蓄物資管理運用要領に基づき、適正な管理・報告を行うよう周知しました。

次に、2段目の広域防災拠点用資機材の項目において、屋外発電設備の自動運転化を含めた運用と、手動による稼働時の体制整備について検討するよう、御意見をいただきました。いただいた御意見に対して、関係課と自動運転化の検討を継続するとともに、手動による稼働のマニュアルを整備し、起動訓練を実施しました。

次に4ページをお開きください。一番上の林野火災用資機材の項目においては消火薬剤について適正に管理するよう御意見をいただきました。いただいた御意見に対して、監査後、期限切れの薬剤の処分と管理台帳の整備を行い、改善を図りました。

次の石油コンビナート火災用資機材の項目においては、使用期限切れとなっている泡消火薬剤について、廃棄予定を前倒しして処分を検討するよう御意見をいただきました。いただいた御意見に対して、御意見のとおり、廃棄予定年度を待たずに今年度中に処分をする予定としています。

また、一番下の防災行政無線については、津波により無線機器の使用ができない場合を想定した対策を検討するよう御意見をいただきました。いただいた御意見に対して、代替施設を指定し、当該施設における防災行政無線の整備も行い、改善を図っているところです。

包括外部監査については、当部は該当がありませんでした。

私からの説明は以上です。その他の事業につきましては各課室長から説明しますので、よろしく申し上げます。

安藤生活環境企画課長 それでは、生活環境部関係の歳入決算額の予算に対する増減額等について、お手元の資料、決算附属調書により、生活環境企画課から一括して説明します。

なお、歳出の主なものについては、お手元の

一般会計及び特別会計決算事業別説明書により、各課室から順次説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額の主なものについて、決算附属調書の3ページをお願いします。

表中の左、科目欄中ほど、保健環境手数料の増収となったものの一つ目、衛生免許試験その他手数料238万8,750円。また、二つ目温泉手数料209万2,400円の増収です。これは、いずれも関連の許可申請件数が見込みを上回ったことによるものです。

次に4ページ、科目欄上から2番目の教育費国庫負担金、減収となったもの、高等学校等就学支援金負担金204万5,444円の減収については、事業費が見込みを下回ったことによるものです。

5ページの科目欄一つ目、保健環境費国庫補助金のうち、減収となったもの、自然環境整備交付金7,490万8千円の減収については、令和元年度への繰越明許によるものです。

次に10ページ、科目欄、基金繰入金のうち、下から二つ目、地域環境保全基金繰入金1,097万5,262円は、廃棄物不法投棄防止対策事業費の補助金等が見込みを下回ったこと、次の11ページ、環境保全協力基金繰入金402万2,928円は、産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費の補助金等が見込みを下回ったことにより、減収となったものです。

次に、15ページをお願いします。科目欄、保健環境債の減収となったもの、自然公園施設整備債1,800万円は、令和元年度への繰越明許によるものです。

次に、不用額の主なものについて説明します。18ページをお願いします。表中左の科目欄上から一つ目の防災総務費1億3,984万8,549円は、大分県災害被災者住宅再建支援事業費及び地震・津波対策加速化支援事業費の市町村からの申請が見込みを下回ったことによるもの、科目欄中ほど、児童福祉費のうち、四つ目の女性青少年対策費665万1,958円は、女性に対する暴力防止推進事業費の補助金等が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるも

のです。

次に、19ページをお願いします。科目欄上段の環境保全費のうち、一つ目の公害対策費883万9,629円は、地球温暖化対策推進事業費の委託料等が見込みを下回ったことによるもの、二つ目の環境整備指導費1,996万1,740円は、廃棄物不法投棄防止対策事業費の補助金等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、収入未済額の主なものについて説明します。27ページをお願いします。科目欄一つ目の雑入に係る収入未済額として、課名欄四つ目の循環社会推進課分2億1,458万8,453円です。これは、日出町真那井の産廃処分場、竹田市直入町の産廃処分場及び杵築市日野の産廃処分場に係る行政代執行経費の残額並びに環境保全協力金の未収額等です。事業者の支払能力不足等により収入未済となっているものです。

今後も引き続き事業者の収入状況を注視しながら、鋭意代執行経費の返済を求めるとともに、環境保全協力金についても、厳しく納付を求めていきます。

決算附属調書による生活環境部関係についての説明は以上です。

続いて、お手元の平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書をお願いします。生活環境企画課関係について説明します。115ページをお願いします。

歳出の主なものについては、第6目交通対策費の事業説明欄の一つ目、おこさず・あわず・事故ゼロ運動推進事業費、決算額616万9,029円です。

これは、県民総ぐるみ運動として四季の交通安全運動を実施するとともに、企業や小学校などの各種研修会に交通安全教育講師を131回派遣し、12,394人に対して、交通安全思想の啓発を行ったものです。

117ページをお願いします。第6目衛生環境研究センター費の二つ目の運営費、決算額9,833万5,426円です。これは、センターの運営及び残留農薬や感染症などの保健衛生並

びに水質やPM2.5などの環境保全に関する試験検査に要した経費です。

御沓うつくし作戦推進課長 うつくし作戦推進課関係について説明します。119ページをお開きください。

第2目公害対策費の下から三つ目、未来の環境を守る人づくり事業費、決算額1,839万6,646円です。これは、県民の環境意識を高め、主体的に行動することができる人づくりを行う環境教育に関する取組に要した経費です。まず、環境教育アドバイザーは、153回の講師派遣で、8,750名の方に受講していただきました。また、子ども向けの事業として、おおいたこども探険団推進事業は、15のNPO団体等に取り組んでいただいたほか、幼児向け環境劇は、30か所の幼稚園等で巡回公演を行いました。

120ページをお願いします。第3目環境整備指導費の3R普及推進事業費、決算額825万4,327円です。これは、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進を通じて循環型社会の構築に向けた取組に要した経費です。飲食店での食べ残しを減らすため、忘新年会シーズンに、30・10運動強化キャンペーンを実施したほか、マイバッグ持参を促すポスターの作成・配布等、県民に対する3Rの周知・啓発を図りました。

橋本自然保護推進室長 自然保護推進室関係について説明します。120ページをお願いします。

四つ目の国立公園等施設整備事業費、決算額7,689万784円です。これは、国立公園等の遊歩道や避難小屋等の施設整備を行い、利用者の利便性・安全性の向上を図ったものです。

121ページをお願いします。第5目温泉費の一つ目、温泉資源適正利用推進事業費、決算額3,333万8,256円です。これは、温泉資源に圧力、温度等を自動計測する計器を設置し、モニタリングと分析を実施したほか、別府市の泉源の現況調査を行うなど、温泉資源の適切な管理に要した経費です。

石松県民生活・男女共同参画課長 県民生活・

男女共同参画課関係について説明します。

123ページをお願いします。第2目企画調査費の上から五つ目、災害ボランティアセンター運営支援事業費、決算額466万5,010円です。これは、県内で大規模災害が発生した際に、被災地で災害ボランティアセンターを設置・運営する人材を育成するため、リーダー養成やスタッフ向け研修会等を実施したものです。

125ページをお願いします。第4目女性青少年対策費の三つ目、女性に対する暴力防止推進事業費、決算額1,695万5,227円です。これは、DVや性暴力などの女性に対する暴力をなくすため、ワンストップ支援センターの運営や民間シェルターの運営費補助などに要した経費です。

森私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課関係について説明します。

127ページをお願いします。第8目文教費の一つ目私学振興費、決算額53億5,801万8,291円です。これは、私立学校振興助成法等の規定に基づき、私立学校教育の振興を図るため、私立学校に対し補助金の交付及び指導を行ったものです。

二つ目の私立高等学校授業料減免補助、決算額1億2,800万2,600円です。これは、経済的理由により修学が困難な生徒に対する授業料減免に要する経費に対し補助したものです。

下から五つ目の私立高等学校等就学支援事業、決算額15億1,073万1,367円です。これは、修学の意志がある私立高校生等の教育を受ける機会を確保するため、私立高校授業料に対し助成したものです。

樫山食品・生活衛生課長 食品・生活衛生課関係について説明します。

129ページをお願いします。第3目食品衛生指導費の一つ目食肉輸出検査体制強化事業費、決算額750万4,500円です。この事業は、大分県産牛の対米輸出認定及び認定後の安全安心な食肉輸出の継続を目的に、輸出対策指導者の養成や検査機器の整備など食肉衛生検査所の検査体制強化に要した経費です。

同じく129ページをお願いします。第4目

環境衛生監視費の三つ目監視指導費、決算額118万9,460円です。これは、旅館業などの生活衛生関係営業における衛生水準の維持向上を図るため、営業施設に対し、監視指導を行うために要した経費です。

芦刈環境保全課長 環境保全課関係について説明します。

131ページをお願いします。第2目公害対策費の一つ目水質保全対策事業費、決算額3,476万2,630円です。これは、水質汚濁の防止を図るため、県が管理する河川や沿岸海域などの公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するとともに、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、工場・事業場に対する監視指導などに要した経費です。

133ページをお願いします。第1目薬務生活衛生総務費の一つ目小規模給水施設普及支援事業費、決算額2,301万円です。これは、公営水道の整備が困難な小規模集落などの水問題を解決するため、中長期計画を作成し積極的に給水施設整備に取り組む市町村に対し支援を行ったものです。

梶原循環社会推進課長 循環社会推進課関係について説明します。

135ページをお願いします。第3目環境整備指導費の三つ目廃棄物不法投棄防止対策事業費、決算額4,886万3千円です。これは、不法投棄廃棄物の撤去に要した経費や、不法投棄防止用フェンスの設置など不法投棄の再発防止対策に要した経費です。

136ページをお願いします。下から三つ目海岸漂着物地域対策推進事業費、決算額1億338万6,603円です。これは、平時又は台風等自然災害発生時に海岸へ漂着したごみや流木などの回収及び処分に要した経費です。

藤本審議監兼人権・同和対策課長 人権・同和対策課関係について説明します。

137ページをお願いします。第1目社会福祉総務費の一番下、人権啓発環境整備事業費、決算額260万6,200円です。これは、大分県人権尊重施策基本方針に基づき、効果的かつ体系的な人権教育・啓発を行うための基盤整

備として、人権啓発講師等の人材の育成や啓発資料の作成・購入等に要した経費です。

138ページをお願いします。人権施策推進事業費、決算額581万9,227円です。これは、様々な人権問題に総合的に対応するため、大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づく人権施策の推進に要した経費です。大分県人権尊重社会づくり推進審議会の開催、企業・団体が行う人権研修の普及に向けた支援、5年に1回実施する人権問題に関する県民意識調査等に要した費用です。

河野防災対策企画課長 防災対策企画課関係について説明します。

139ページをお願いします。第1目防災総務費下から二つ目、大分県災害被災者住宅再建支援事業費、決算額5,088万8,500円です。これは、自然災害による被災者の早期の生活再建を図るため、住家の被害程度に応じて、市町村が住民に対し支援した経費について補助を行うものであり、主に平成29年九州北部豪雨及び台風第18号の申請分に要した経費です。

141ページをお願いします。上から一つ目の災害対策本部等機能強化事業費、決算額2億2,436万1,100円です。これは、大規模災害時において、災害対策本部等が効果的に機能し、応急対策業務を迅速かつ効果的に実施できるよう機能強化を図るため、防災センター等の移転工事に要した経費です。なお、防災センターと防災局については本年5月に移転しており、災害対策本部会議室については今年度末までに移転します。

佐藤危機管理室長 危機管理室関係について説明します。

139ページをお願いします。一番下の防災行政無線等管理費、決算額1億1,320万5,953円です。これは、災害時等における情報通信網を確保するため、県庁・振興局等に整備した無線局の諸設備や非常用発電機等の維持管理を行うために要した経費です。

141ページをお願いします。上から二つ目災害対応支援システム構築事業費、決算額1億4,395万9,400円です。これは、南海

トラフ地震等大規模災害時に県と市町村の災害対策業務の効率化・高度化を図る大分県災害対応支援システムを構築するとともに、市町村の被災者支援業務の効率的な実施に向けた被災者台帳システムを構築するために要した経費です。大城消防保安室長 消防保安室関係について説明します。

140ページをお願いします。上から二つ目県央飛行場機能強化事業費、決算額6,889万4千円です。これは、緊急消防援助隊のヘリベースとなる県央飛行場について、参集する防災ヘリコプターが十分に活動できるよう機能強化するために実施した給油タンクの増設等に要した経費です。

その下、防災ヘリコプター運航管理事業費、決算額1億5,552万9,675円です。これは、防災ヘリコプターとよかぜの運航、防災航空隊の安全管理対策や運営に要した経費です。防災ヘリコプターは、救急搬送や山岳救助、火災防御、災害時の情報収集のほか、各種の防災訓練に参加しています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が5名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず1点、決算事業別説明書の120ページ、希少野生動植物保護事業費です。近年、里山にメガソーラー等を建設する計画が各地で見受けられます。環境影響評価条例に係る指針では、希少動植物の生息に配慮するとなつていますが、これまで造成等によって減少や動物の移動などがあるのかどうか、生息や個体数に影響は出ているのかどうか、出ていればその状況を教えてください。

二つ目は、主要な施策の成果の124ページ、原子力防災対策推進事業。伊方発電所の3号機は、定格熱出力一定運転中のところ、9月6日、屋外工事中に鉄筋が落下する事故、また5日に

は3号機の高圧注入ポンプ3Bの定期運転中に電動機の軸受部より白煙が発生したと報道されています。県にも愛媛県から通知が来ていますが、原発という設備上、このような事故が続くのは大変危険なことだと思います。県として伊方原発等への問合せ又は申入れ等を直接行ったのかどうか。

3点目は、決算事業説明書の137ページ、同和対策推進事業費。毎年使い切るように委託料820万円が支出されています。依然として差別があるという認識では、この事業は終わりが見えないですね。現状では差別意識等はなくなってきたというのが実態です。内心まで踏み込んで判断することは憲法違反であります。このような支出は当然、いい加減にやめるべきだと思うんですが、いつまでたっても、結局事業の成果が出てこない。このような状況で、この事業は来年度予算から廃止すべきだと思いますがどうでしょうか。

最後、決算事業別説明書の139ページ、大分県災害被災者住宅再建支援事業費についてです。内閣府は9月20日に令和元年台風第15号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項についてという事務連絡を関係都県内市町村担当部局に通知しています。瓦のずれが大きい、仕上材の脱落、ガラス破損等については半壊以上の被害として認定するようになっています。大規模半壊しか基本的にはありませんが、半壊以上となっています。また災害救助法の中でも一部損壊の応急修理による修理費の補助費として30万円の支援策ができました。認定について県としてどのように考えて各自自治体に普及をしていくのか。また県の被災者住宅再建支援制度との関係はどうなるのか。県の場合は災害救助法の適用は関係なく、非常に進んでいます。国としても災害救助法の中でこういう規定をしていますので、こうした考え方が支援制度の中でどう関わってくるのかお伺いします。

橋本自然保護推進室長 まず、希少野生動植物保護事業費についてお答えします。希少野生動植物の生息域や個体数の減少、いわゆる生物多

様性に影響を与えるものとして、造成等の開発行為のほか、人による捕獲や採取といった人間活動によるものや、里地、里山の消失といった人間活動の縮小によるもの、また外来種と人間に持ち込まれたものによるもの、さらには地球温暖化によるものなど、様々な要因が考えられ、特定することは難しい状況です。

なお、豊かな自然を有する自然公園や自然環境保全地域、大分の重要な自然共生地域等で、特に自然環境に配慮する地域内においてメガソーラーが建設された事例はありません。

芦刈環境保全課長 同じく一つ目の御質問のうち、環境影響評価条例関係についてお答えします。

大分県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の手続を行っている太陽光発電事業は1事業のみです。当該事業は環境影響調査を実施し、環境影響評価書の公告の手続まで終了していますが、工事の着手までには至っていません。

佐藤危機管理室長 私からは伊方発電所で9月5日、6日と事故等が続いたが、県として伊方発電所等への問合せや申入れ等を行ったのかという質問に対してお答えします。

伊方発電所で発生した事故等については、本県は平成23年度に愛媛県との間で連絡通報等に係る確認書を交わしています。愛媛県からは速やかに発生場所や事故の状況などの情報が入るようになっており、その内容について疑義があれば愛媛県に問い合わせ、事実関係や対策の実施状況などをしっかりと確認しているところです。

なお、9月5日の事案では、通知を受けた後、県として愛媛県に対して問合せを行い、愛媛県が四国電力に原因の究明や再発防止について要請した事実を確認したところです。

藤本審議監兼人權・同和対策課長 同和対策推進事業費の質問についてお答えします。

この事業は三つの内容を含んだ事業を委託しています。一つは、地域住民に対する生活等、相談対応に関すること、二つは、地域住民の自立意識の向上、啓発活動に資する研修会等を開催すること、三つは、これらの活動のための基

盤づくりとして担い手の養成を行うという三つです。

昨年、実施した人権に関する県民意識調査の中の同和問題の設問において、同和地区住民に対する差別意識を持った人がいると思いますかという質問に対する回答で、持っている人がいる又は持っている人はまだ多いと回答した合計が39.6%でした。差別はまだ存在しているという結果が見られます。

この事業は、県が部落差別解消を目指して実施する施策の効果的浸透を図るため、関係地域住民への対応や必要な活動支援を行うものであり、地域の状況に精通している地域住民で組織した運動団体に委託して実施することが最も効果的であると考えています。いまだ4割近くの人が差別意識を持っているという思いがあり、今後とも対象地域住民に精通してる運動団体に委託を行い、効果的な事業実施に努め、部落差別の解消を進めていきます。

河野防災対策企画課長 災害被災者住宅再建支援事業費についてお答えします。

9月20日付けで台風第15号の被害のあった関係都県内の市町村担当部局長あてに発出された文書は、従来からの判定基準の内容を改めて周知したものであり、判定自体に変更があるものではありません。なお、県内の市町村にも念のため同文書を送付して周知を図ったところです。

同様に災害救助法の制度拡充についても、国からの通知があり次第、市町村と情報共有し、制度の普及を図っていきます。

なお、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用されない市町村に対しては、従来どおり県の被災者住宅再建支援制度で支援を行っていきます。

堤委員 環境影響評価条例は1事業のみ。これは質疑でも取り上げたけれども、当初用意した準備書とは、かなり異なった内容で説明会をしていて、非常に問題があります。だから、そういう点では県としても環境影響評価条例に基づいて、当初の計画と現在の計画が違う場合には、やっぱりきちっと対応していかないと

思うんだけど、環境影響評価条例の関係で、県としてそういう場合には中に入っていけるのかどうか教えてください。

それともう一つは同和対策の問題。確かにアンケート、県民意識調査をして4割。でも、内心の自由じゃないですか、どんなことを考えようと、その人の自由でしょう。憲法の規定まで踏み込もうとするわけ。そんなことがあるから同和対策をやるんだという、非常に憲法違反のような答弁をしちゃうんだけど、もう一つ質問します。地域改善対策奨学金事業、1億円滞納してるよね。この問題も、委託してるのであれば三つの中に入るわけでしょう。そういう同和団体等には、しっかりと対応してちょうだいと、県として、そういう努力はしてるの。それを再度教えてください。

芦刈環境保全課長 御質問の準備書段階の計画の変更等についてお答えします。

議員御質問の事業は、当時、太陽光発電事業を第一種対象事業に加える条例改正をする前の環境影響評価条例が適用されたもので、その他の土地開発事業で手続的には第二種対象事業、つまり住民手続が必要でない事業です。この事業についても、適切なコミュニケーションを図って市町村に相談したり、住民にしっかりと説明しなさいという指導をしているところです。この事業については、もう環境影響評価の公告が終わり、今は具体的な計画を詰めているところです。そういった計画の変更については、改めてアセスが必要な場合もあります。またそういったところについては、現在の計画を報告して、説明会の状況を報告するよにとという指導を条例に基づき行っているところです。

藤本審議監兼人権・同和対策課長 この事業については、平成28年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律に基づき、部落差別が存在しているという前提のもとに差別の解消を目指して引き続き実施していくべきものと考えています。

奨学金の関係は私どもでは担当していませんので回答は控えさせていただきます。

堤委員 地域改善対策奨学金の関係は教育委員

会ね。はい、いいですよ。

二ノ宮委員 1点だけお聞きします。決算事業別説明書の135ページの産業廃棄物処理施設等監視指導事業費です。もう簡潔に言います。監視員の数、それから監視の方法と回数、さらに問題点等があれば教えてください。また、最後に県内の産廃場の現状と今後についてもお聞かせください。

梶原循環社会推進課長 産業廃棄物処理施設等監視指導事業関係で4点お答えします。

まず、監視員の数ですが、産業廃棄物監視員については、東部、北部、西部、豊肥及び南部の五つの保健所並びに循環社会推進課にそれぞれ2名の12名を配置しています。いずれも警察職員のOBです。主に産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設などの許可施設や建設業などの産業廃棄物の排出事業者の立入調査を行っています。また保健所には環境衛生指導員として技術職員35名も配置されており、主に産業廃棄物監視員の立入検査の結果、違反が確認された許可施設の事後指導や、不法焼却、不法投棄の通報があった際の現地調査・指導、最終処分場の水質調査などを担当しています。

2点目の監視の方法、回数ですが、産業廃棄物監視員や環境衛生指導員による立入調査に加えて、県防災ヘリやドローンを活用した上空からの監視、31台監視カメラを配置していますが、これらによる監視。それから最終処分場等に対する水質検査。また最終処分場に搬入される産業廃棄物の展開検査と言いますが、一般的には廃棄物は圧縮されて一辺が1メートル強あり、それをワイヤーでくくっているんですが、それを開いて検査をするよう義務付けており、この展開検査の抜き打ちの立会いという監視も行っています。昨年度の産業廃棄物監視員による立入件数は延べ8,760件、上空からの監視は17回、水質調査については17か所の最終処分場に対して、地下水、浸透水——浸透水というのは処分場から染み出す水ですが、これら延べ111検体について検査しています。

3点目の問題点ですが、県内では大規模ではありませんが、依然として不法投棄や不法焼却

の事案が年間30から50件程度発生しています。通報を受けた場合は初動対応が非常に重要ですので、直ちに職員が現場調査を行い、行為者の特定に努めています。行為者が特定できなかった事案については、不法投棄撤去事業などにより廃棄物を完全撤去して、さらに同じ場所で不法投棄が繰り返されるような場合には、不法投棄防止フェンスや監視カメラを設置するなどして不法投棄の防止に努めています。

4点目の県内の処分場の現状と今後です。県内の産業廃棄物の最終処分場は大分市に設置されているものも含めて30施設あります。平成30年3月現在の残余容量が約6.1年となっています。一方、平成28年3月に策定した第4次大分県廃棄物処理計画の産業廃棄物処理施設の整備方針では、平成32年度、令和2年度において10年分程度の残余容量を確保することとされていますが、これは厳しい状況となっています。このため、引き続き様々な取組を通じて、事業者による産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを促していきたいと考えています。

なお、現在、産業廃棄物の排出量や処理状況等の実態調査を実施しているところであり、来年度、この調査結果を踏まえて、廃棄物処理計画の見直しを予定しているところです。

二ノ宮委員 違反が見つかった場合の事後指導と言われたんですが、それについて、実際に不法投棄をしている分については、その搬出をさせるといったことまでするのでしょうか。

それと、一番聞きたかったのは県下に今どのくらい産廃施設の申請が出ているかということ。やはり今までの監視とかが良くなかったから、今では産廃場と聞くと、例えば安定5品目にしても反対運動が起こるような状況です。本来は自分たちが使ったものがそういう処分場に行くんで、総論賛成ですが、各論反対で大変問題になってるんじゃないかと思っています。それから、残余容量が6.1年ということですが、さきほど言ったように、現状で新たな産廃施設の確保は難しいという中で、どういう考えを持っているのかお聞きします。

梶原循環社会推進課長 まず1点目の違反を発

見した場合の措置ですが、例えば廃棄物については保管量が処理能力の14日分という規定があります。その規定を超えている場合には、その14日以内に収めるようにといった一般的な指導から、例えば昨年度は大分市外で発生した廃棄物を大分市内の最終処分場ではない場所に搬入して処理している業者が確認できたため、県警をはじめ、県と市で協力して立件し、最終的には罰金刑となっています。厳しい場合にはそうしたところまでしっかりと法を適用しながら指導しているところです。

それから現在の申請状況ですが、1件申請があり、これは既に県の産業廃棄物の適正な処理に関する条例と、それから廃棄物処理法に基づいて審査を終えており、あとは林地開発の許可を待って、その許可が下り次第、私どもも許可させていただくという状況です。

3点目の今後の方針ですが、さきほどお答えしたように、今年度の実態調査の結果に基づき、来年度、廃棄物処理計画の見直しを予定しているので、その中でしっかりと考えていきたいと思えます

二ノ宮委員 今、由布市で1件、申請が出ています。残念なことに、そこも安定5品目なんですけど、地区の反対で多分だめかなと思っています。やはり今までの監視体制が甘かったために、産廃場と聞くと、安定5品目で被害が出ないと分かっているにもかかわらずという大変な状況になっていると思います。この事業は大変重要な事業だと思いますので、ぜひ監視を強めて、一般の人から本当に信頼されるような施設にしていきたいと思っています。要望です。

原田委員 委員長、通告した以外にもう一つ質問したいんですけど、よろしいですか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございます。

まず一つ目は、主要な施策の成果の109ページに掲載されている動物愛護協働推進事業についてです。

今年、動物愛護センターが開所して、これからどんどん進んでいくといいなと思いつつながら、お尋ねしたら、猫の殺処分がなかなか減っていません。これからの取組をどのように考えてる

のかお聞かせください。

猫の不妊去勢手術補助について、県では数年前から始めていますが、県内全ての市町村でこの事業が立案されているのかお聞きします。また最近、さだまさしさんの猫の適正飼育のキャラクターも流れていますけど、公益財団法人日本動物愛護協会が猫の不妊去勢手術の補助が申請によってできるとPRされています。この事業との整合性をどのように考えているのかお聞きします。

2点目は、突然ですが市町村避難所運営等支援事業についてお伺いします。

先日の台風第19号では、防災局の方々は防災センターに詰められたんじゃないかなと思います。大変御苦労さまでした。この台風第19号に関して、東京都の台東区で住民票がないという理由でホームレスの方が避難所に入れてもらえなかったという事案が報道されていますが、大分県でこれまでこのようなケースはあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

桧山食品・生活衛生課長 動物愛護協働推進事業についてお答えします。

まず1点目、これからの猫の殺処分減少に向けての取組についてお答えします。本年2月、大分市と共同で動物愛護センターを開所しました。そこを中核とし、今後とも譲渡を進めるとともに、センター、保健所での引取りを減らすための取組に力を入れていこうと思っています。主な取組としては、不妊去勢手術補助を実施する市町村の拡大や、屋内飼養、終生飼養の普及啓発を行うとともに、譲渡会について、より一層、県民の方々に周知していこうと思っています。

2点目、猫不妊去勢手術が全ての市町村で立案されているかという御質問についてですが、実施している市町村は今のところ、大分市、別府市、佐伯市及び竹田市となっています。このうち大分市は中核市であり、我々の補助要件と重ならない佐伯市については、飼い猫のみに手術補助を出しており、その2市は県の補助対象となっていないため、実質的には別府市と竹田市に補助をしているという状況です。

3点目、公益財団法人日本動物愛護協会の補助事業との整合性はどうかという御質問ですが、県の事業スキームは、各市町村が中心になって補助事業をやっていただきたいという作りになっています。ですから、各自治体が補助事業を行えば、それに対して県が補助するという流れになっています。一方、公益財団法人日本動物愛護協会は、寄附に基づいて一般の方やボランティアグループ等の団体からの申請に基づいて補助します。やはりこちらも飼い主のいない猫に対する補助事業ではあるんですけども、組立てが違うため、我々の事業との絡みは今のところない状況です。

安藤生活環境企画課長 市町村避難所運営等支援事業についてお答えします。

これまで県内の避難所において、今回のように住民票がないといったことを理由に受入れを拒否した事例は聞いていません。

原田委員 不妊去勢手術の補助についてはよく分かりました。ほかの市町村にもぜひ広がっていくよう、働きかけを行っていただきたいと思っています。

避難所の問題ですが、こういった問題が起きると、あそこの市町村は冷たいんだなっていうイメージが広がっていくんだらうなと思いました。ぜひそういったことのないように、これからも気を付けていただきたいと思えますし、この主要な施策の成果の中でマニュアルができてないという記載もあったようです。マニュアルにこういった文面を書くかどうかは別として、本当に避難が必要な方が安心して受け入れられる避難所になるよう、これからも努力をお願いします。

守永委員 主要な施策の成果の118ページ、地域防災力向上支援事業についてお尋ねします。

ここでは防災士養成研修やスキルアップ研修などを積極的に展開され、万への備えに精力的に取り組まれているのを感じるんですけども、県民の大部分が自然災害等に罹り災した経験がなく、今後想定される南海トラフ地震などの災害発生時にどう対処できるのかというのは正直言って未知数だと思っています。今後の方向

性の欄に訓練押しかけ支援隊による訓練や、市町村との連携による防災士養成研修受講者の掘り起こしなどについて記載されていますが、押しかけ訓練をした際に、参加者の皆さんに防災士の必要性を十分感じてもらっているのか、参加者の中で受講希望者として手をあげたような人がいるのか、そういった状況が分かれば教えてください。

河野防災対策企画課長 訓練押しかけ支援隊についてお答えします。

訓練押しかけ支援隊は、避難訓練等の実施が困難な地域に対して企画段階から実施までを支援しています。平成30年度は宇佐市と玖珠町で実施し、合わせて109の自主防災組織で約2,100名の方に御参加いただきました。地域の防災士の方々にも訓練の企画段階から関わっていただき、訓練の際には地域住民の方々に対し、避難の呼びかけや避難誘導、学習会の講師を行うなど、訓練の中心的な役割を担っていただきました。このことから、参加者は防災士の必要性を感じているのではないかと認識しています。

また、押しかけ支援隊の訓練では、防災士養成研修の受講希望を確認していません。

守永委員 押しかけ支援隊の訓練の中では受講希望の確認をしていないようですが、今後、地域に押しかけて訓練したという取組そのものがどうつながっていくのかと考える中で、やはり核になっていく方をどう育てていくかが大事になってくるだろうと思っています。押しかけて支援していく地域では、それぞれの地域の中で防災士が核になって防災に対する意識を芽生えさせていく取組につながっていくべきだと思うので、次にどうつながっていくのか、どう次の一步を踏み出していくのか、何かお考えがあれば。

河野防災対策企画課長 県では市町村と連携して、地域の中で訓練が一生懸命できるようアドバイザーを派遣する取組も行っています。こうした方々にも声をかけていただきながら、市町村の中で核となる新たな防災士を掘り起こしていただきたいと思っています。

今現在、取り組んでいるのは、876の自主防災組織に防災士がいないので、そういう自主防災組織に対して、市町村に積極的に入っていただき、市町村レベルで防災士の掘り起こしをしてもらっているので、そういう方々を積極的に掘り起こして、防災士の受講研修に取り組んでいただけるよう声かけをしていきたいと思っています。

高橋委員 事業別説明書の119ページ、主要な施策の成果の105ページにある地球温暖化対策推進事業費についてお尋ねします。

CO₂等の温室効果ガスの排出抑制は、大分県だけの問題ではなく、世界的な課題です。ただ、御存じのとおり、今、スウェーデンの活動家で16歳の少女、グレタさんを中心に、非常にこの温暖化問題が大きく取り上げられています。平成21年から30年まで10年かけてこの事業に取り組んできましたが、今回でこの名称での事業は終了ということで、総合評価はAとなっています。昨年度も2,200万円というお金を投じて実施していますが、具体的にその成果がどの程度あがったと捉えているのか、もう少し分かりやすく教えてください。

また、新しい取組で次の事業に取り組んでいくのか、名称だけ変えて継続するのか、そういうことも踏まえた今後の見通し、どういう取組をやっているかと思っているのか教えてください。

御沓うつくし作戦推進課長 まず1点目の事業の成果についてです。県では平成28年3月に策定した第4期の大分県地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、家庭、業務、運輸、それぞれの部門で各種の温暖化対策に取り組んできたところです。事業内容については、主要な施策の成果の105ページで説明しますが、この事業内容のとおり、事業所や家庭における省エネ診断を実施したり、地域の人々を対象に身近な温暖化対策を学ぶ講座を5団体に委託して、15か所で延べ1,396人に対して啓発をしてもらったり、また、ノーマイカーウィークの実施など、家庭、業務、運輸の部門ごとに取組を推進してきました。

これらの啓発を通して、県民の節電や省エネ意識は高まっていると思っています。例えば毎年12月の地球温暖化防止月間ですけども、このときに県民向けの啓発事業として実施している地球温暖化防止推進大会というのがあります。これの参加者数を見ると、平成29年度は120名でしたけども、昨年度は156名と大幅に増えており、県民の温暖化問題への関心は着実に高まっていると思っています。こういったことがこれまでの普及啓発の成果であると認識しています。

二つ目の今後の見通しです。地球温暖化問題は世界共通の喫緊の課題ですので、県民一人一人に身近な省エネ行動などできることから継続して取り組んでもらう必要があると考えており、引き続き部門ごとに取組を展開していきます。

さらに、この105ページの表の一番下の右側、今後の事業方針のとおり、従来のCO₂などの温室効果ガスの排出抑制である緩和策という取組に加えて、新たに気候変動の影響を軽減する適応策についても今年度から取組を始めたところであり、新規に気候変動対策推進事業として引き続き地球温暖化対策を推進していきたいと思っています。

高橋委員 日常生活の中では温室効果ガスが増えたか減ったかなんていうことはなかなか実感できない中で、課題にも排出量等の見える化と書かれていますが、具体的にはどういうことを指しているのかというのが1点。

もう一つ、新しく取り組む気候変動対策推進事業ですが、これはこれまで10年間取り組んできた地球温暖化対策推進事業とどういう違いがあるのか。ここには地球温暖化という言葉は入っていませんが、そこら辺はどうなのか。以上2点、お願いします。

御沓うつくし作戦推進課長 まず、CO₂がなかなか目に見えなくて実感できないため、今後の課題に見える化と書いています。今年度の事業ですが、ラグビーワールドカップ開催のときにこれぐらいのCO₂が発生するだろうと予測して、それを県民の皆さんの省エネ行動でオフセットしようという取組を行っています。その

呼びかけの際に、こんな行動をすると、例えば夏の冷房時の温度設定を1度高くするとCO2が14キロ削減できますよとか、省エネチェックシートをお配りしながら、分かりやすく啓発をしてきたところです。今後はこういった見える化、どういった行動をすればどのくらいのCO2の削減につながるのかということを知りやすく説明していきたいと思っています。

それから、新しい事業名にしたこととの関係ですが、これまでの緩和策、CO2を減らそうという取組は引き続き行っていこうと思っています。もう一つの適応策として、温暖化は止められないため、温暖化の影響にしっかり適応していくことを考えた施策を展開していきたいと思っています。例えば農林水産物の品種改良であるとか、熱中症対策で一時避難所を用意するなどの適応策です。したがって、今後は緩和策と適応策を両輪として地球温暖化対策を推進していきたいと思っています。

元吉委員長 それでは、ほかに事前通告されていない委員の皆さんで質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないので、事前通告が2名の委員外議員から提出されています。事前通告のあった委員外議員の質疑を行いたいと思います。

猿渡委員外議員 一つは、主要な施策の成果109ページ、さきほども少し質疑がありました。動物愛護協働推進事業についてです。

まず、30年度の殺処分の頭数を教えてください。

そして、この総合評価がAとなっており、不妊去勢手術の補助頭数も107頭となっているんですが、これで十分だという認識でしょうか。

もう一つは、ドメスティック・バイオレンス、女性に対する暴力防止推進事業、これは主要な施策の成果114ページです。この114ページの中にも、自分が悪かったなど誤った認識から相談に至らない被害者も多く存在する、被害の潜在化、深刻化を防止するためにいろんな支援が必要だと書いてありますが、どういう研修を、どういう方を対象に行っているのでしょうか。先日、DVの研修に行ったら、本当に幅広

い人への研修が必要だと言われていました。美容師やネイリストに女性がネイルや髪をカットしてもらいながら雑談をする中でも、そういう方たちにDVに関する認識を持ってもらうことが必要じゃないかとおっしゃっていました。その研修の内容についてまず教えてください。

樫山食品・生活衛生課長 まず、30年度の殺処分頭数についてですが、猫が1,646頭、犬が207頭の合わせて1,853頭となっています。猫の1,646頭のうち、3か月未満と思われる子猫の殺処分頭数が1,093頭と2分の1を超えており、飼い主のいない野良猫が子猫を産んで、保健所等に持ち込まれてくることが多いのが実態です。

また、二つ目の御質問です。109ページの活動指標の目標値100頭に対する実績107頭について、これで十分かという御質問ですが、さきほど原田委員への答弁で申し上げたとおり、今年別府市に加えて竹田市で始まりましたので、少しは頭数が増えると思います。ですが、この補助制度は、獣医師会、ボランティア、実施者等、何よりも市町村が地元の問題として補助制度を作っていただきたいという思いから始まっており、27年度から事業を実施していますが、ずっと各市町村会議等でぜひ地元の問題として捉えて、この制度を入れていただきたいと呼びかけています。来年度辺りからの事業実施を検討されている市町村も数市あると聞いています。ただ、今年については予算の枠もあり、上限が5千円になっています。その補助の金額を下げれば補助頭数は増えるんですが、それがいいかどうかというのは、また検討していきたいと思っています。活動指標の中で、去年は別府市だけで107頭の成果になっているので、こういった活動指標の成果から総合評価Aとしています。

石川県民生活・男女共同参画課長 DVの研修について回答します。

まず、DVの研修については幅広く行っていくことが必要であり、市町村職員や、市町村の相談員、民生・児童委員、人権擁護委員といった相談を受ける方々を幅広く捉えて研修を行っ

ています。これは、県内3ブロックで2か年にわたって研修を行っているところです。

それから、デートDV防止セミナーと題して、中高生、大学生、専門学校生を対象に、昨年度は23校、約5,200人に対して研修、啓発を行っています。また、あわせて県立学校の教職員や教育庁の人権問題啓発講師等を対象に指導者養成研修を実施しているところです。

また、DVを発見される方々、例えば救急隊員や消防職員、医療関係者、それから看護科学大学等の学生等に対しても、こういった場合にDVが疑われるといった研修を年10回やっています。とにかく幅広く研修するという事です。

ただ、家庭内の問題ですので、その対象者をどう捉えていくかというところが悩みです。例えば産婦人科やスーパーマーケットの女性トイレなどに相談カードを置かせてもらうなどの取組をしているところです。

猿渡委員外議員 殺処分については1,853頭とのことですが、2月に開設された動物愛護センターの関係の記事で、半年間で去年1年間の殺処分を上回ったという報道がありました。この後、動物愛護に一生懸命取り組んでいらっしゃる方々とお会いしましたが、動物愛護センターだから、ここに連れて行くと愛護されると思って連れて行くんだけど、こういうことでは困ると。殺処分頭数が何頭で、譲渡頭数が何頭と動物愛護センターの入口に掲示してほしいということも言っていました。

また、この記事の中では持込みを減らす、野良猫を減らす対策を進めることが必要だというセンターのコメントも掲載されています。そういう中で、別府だけで今年の4月27日に助成金を使い切ってしまったという話も聞いています。ですので、この助成額を増やすべきだと考えますがどうでしょうか。

また、もう一つのDVの問題ですけれども、性的同意を求めることが必要だという認識を広めることが必要だと。京都ではそういうパンフレット、リーフレットも学生と一緒に作っていますが、こういう取組を進めることが必要だと

いう意見もありますがどうでしょうか。

樫山食品・生活衛生課長 猫の殺処分頭数が増えている今、なぜ去年に比べて半年で同じぐらいになってしまったのかいろいろ分析をしているところですが、動物愛護センターに持っていけば、何とか助けてもらえると思っていて、持込みが増えたのも一つの要因ではないかと分析しています。言い訳になるかもしれませんが、センターの収容能力については、猫は100頭となっています。預かった猫は譲渡等に回したいんですけども、そういった猫を安全に責任を持って、しつけまで含めて譲渡ができる数として100頭としています。持込み数も増えており、引取り頭数が平成30年度で、猫だけで1,820頭なんですけれども、半年で去年と同じぐらいの1,688頭を引き取ったため、結局、どうしても責任を持って飼えないといった猫の数が殺処分頭数につながってしまっているという実態です。

それと、助成額を増やせばいいんじゃないかという質問についてです。原田委員への答弁でも申し上げましたが、野良猫の問題を地元の問題として、もちろん地域住民の方、迷惑している方、迷惑していない方、その周りの方、自治体の方も含めて地域活動にしていきたいという思いから、我々の助成活動が進んでいます。まずは市町村でそういった補助事業を組み立ててくれという思いで進めているので、今はまず、二つの市町村でやっている助成活動をどんどん増やしていくのが我々の使命だと思っています。石松県民生活・男女共同参画課長 性的同意についてお答えします。

私どもも性的同意については重要と思っており、京都市では、性的同意がないものは性暴力という考え方を持っています。私どもも全く同様に捉えており、昨年度作成したリーフレットにおいても、自分の意思に反して受ける性的行為は暴力と記しています。それから同様のメッセージを私どものホームページにも掲載しています。さらに若い世代を対象としたセミナーのリーフレットにも、相手の嫌なことを無理やりしないというメッセージを載せており、これは

人権教育にもつながるものと考えているため、こういったメッセージを掲載して幅広く啓発、教育を行っているところです。

猿渡委員外議員 猫の去勢の問題で、市町村も助成していますが、とても足りない状況にあって、地域のボランティアの皆さんが、もう自費で病気の猫を治療したり、餌代を出したりして、病気を回復させて引取先を探すという活動を熱心にやっています。譲渡会も、ある場所では、自分たちの生活の拠点、商売の拠点を無償提供して譲渡会を行ったり、とにかく自己負担をかなりしながら熱心に活動をやっている方はたくさんいるので、やはりそういう方たちの思いに応じて助成額を増やすべきだと思いますが、もう1回、答弁をお願いします。

榎山食品・生活衛生課長 地域でそうやって一生懸命頑張っているボランティアの方々がいるのはよく知っていますし、そういった方々からの切実な意見も聞いています。我々は、その活動がいいとか悪いとかではありませんが、なぜそういった野良猫が増えているのかということから、市町村にも一緒に考えてもらいたいと。

いろいろ迷惑をかけられている方の意見を聞くと、畑にうんちをされたとか、ボンネットを傷付けられたなど様々な方がいます。一方、ある場所に行くと、猫がうろうろしてても全然気にならない、特に漁村とかに多いですが、漁船が帰ってきたときに余った餌をあげて、あの子たちは外で暮らしているからいいんだよ、実際は陰で結構な数が亡くなってるけど気にならないというところもあると思います。

ですから、そのボランティアの方々も協力してやるのはいいんですが、まずは地域の問題としてどう捉えていくのか、そこを我々は解決しないと、結局、周りの猫を避妊去勢しても、後のケアがなければ、結局被害とか苦情は減りません。そういったことも含めた地域での野良猫対策をしていただきたいという思いから、我々はこの事業を始めているので、今のところ個々の補助金のアップについては考えていません。

馬場委員外議員 まず、青少年自立支援対策推

進事業のうち、青少年自立支援センターの相談件数について伺います。

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年及びその保護者の相談だと思んですが、昨年度の1,750件の相談内容について、どのようなものがあるのかということ。それから、その中でひきこもり相談がどのくらいあるのか。相談者の年齢については、家族も含めてあると思うんですけども、40歳以上の方がいらっしゃるのかが1点目です。

2点目は、平成30年4月にひきこもり等に関する調査をされたと思います。その中で、15歳以上の者で社会的参加ができずに6か月以上家にいるということがひきこもりの一つの定義であると思うんですが、637人がひきこもり状態にあると。40歳から60歳以上の方が406人ということが民生委員、児童委員のアンケートから出ており、かなり高齢化が進んできている印象を受けます。それから10年以上のひきこもり状態にある方も259人と長期化が進んでいる状況です。これから今回の調査を基にどのような施策を展開していくのか。これは福祉や医療、地域など複合的に関係する部分があるかもしれませんが、ひきこもりについてどういう施策を展開されていくのか教えてください。

森私学振興・青少年課長 青少年自立支援センターの相談内容とひきこもり施策の展開についてお答えします。

まず1点目の相談件数についてですけれども、延べ1,750件の内容としては、多い順にひきこもり、仕事を含む進路の相談、不登校といった内容になっています。特にひきこもりについては、相談件数757件と約4割を占めている状況です。年齢については、やはり相談者の中には住所地や年齢を明かしたくないという方もいらっしゃるのので、なかなか正確な把握は難しい状況にありますが、センターで継続的に支援を行っているケース、相談者の数としては、平成30年度は89名おり、そのうち7名が40歳以上という状況です。

続いて、今後どのような施策を展開していくかについてです。御指摘のとおり、高齢化、長期化が非常に深刻な状況にあるため、迅速に手を打っていかねばならないと考えています。長期化をいかに防ぐか、また高齢となった方々にどう支援をつなぐかについては、より身近な地域での支援体制を充実し、早期発見、早期支援につなぐことが大事だと考えています。そのため今年度、センターのスタッフを2名増員して、まずは家庭や地域に出向いての訪問支援、また市町村が取り組んでいるひきこもり支援に対し必要な助言、サポートを行うといった取組を行っています。

また、さきほど申し上げましたが、不登校からひきこもりに至る方も多いため、やっぱり学校との接続が大事だと考えています。したがって、例えば親の会と教育センターとの連携を図るなど、学校との接続も視野に入れながら、今後取組の充実を図っていきたくと考えています。

馬場委員外議員 この主要な施策の成果の中で、連携先支援機関・団体数が69、青少年自立支援センターの周知・広報件数が186件とありますが、具体的な連携機関と、それから支援センターの周知・広報が具体的にどのように行われているのかお尋ねします。

アンケートをして、支援を受けているという人が637人のうち100人いらっしゃって、受けていないという方が250人、それから知らないという人が287人と、特に40歳以上の方は、どこに相談に行っているのか分からないということがかなりあるのかなと思います。その辺も含めて、特に40歳以上の方が相談に行くことがなかなか難しいのかなと思うんですが、その辺の周知方法についてお尋ねします。

森私学振興・青少年課長 まず周知方法についてです。これまでも例えばチラシの配布や県の広報紙を活用した周知などを行いましたが、やはり口コミによる周知が大事であるため、例えば民生・児童委員の会議に出向いて支援の内容を伝えるなど、そういったきめ細かな取組を行っています。また、さきほど申し上げた親の会との連携によって、情報がなかなか行き届かな

い層にいかにか支援を届けていくかということは今行っているところです。

さきほど御質問いただいた連携先ですが、今、ひきこもり支援機関のネットワークを構築していきたいと考えており、例えばさきほど申した家族会であるとか、市町村であれば生活困窮者自立支援を行っている相談窓口、また医療機関であればこことからだの相談支援センター、さらには民間ですとフリースクールや支援を行っているNPO、そういったものと連携を図っていきたくと考えています。

元吉委員長 ほかに委員外議員の皆さんで質疑はありませんか。

阿部（長）委員外議員 平成30年度決算附属調書27ページに、循環社会推進課の行政代執行経費の納入義務者の支払能力不足等によるというのがありますが、その説明の際、杵築市日野の産廃場という言葉が出ましたけれども、あの産廃場は十数年前に倒産したと記憶しています。その倒産前後には火災等も発生していました。そこで、あの産廃場はどういった処分場であるのかということと、この行政代執行というのは、どういったものを代執行したのかということをお聞かせ願いたいと思います。この2点。

梶原循環社会推進課長 それでは、代執行についてお答えします。

杵築市の最終処分場の代執行ですが、もともと安定型の処分場ということで廃プラスチックなど、安定型の5品目だけを埋め立てる許可を取って廃棄物を入れていました。途中、安定5品目以外のものが混入し、火災が発生したため、その安定5品目以外の不適正に埋め立てられた廃棄物を撤去しろという措置命令を最初にかけましたが、その履行ができませんでした。資力がないうえにできなかったため、県が代執行したところです。

なお、業者はもともとトラック運送業を営んでいた業者でした。そういうところが最終処分場を設けて廃棄物を受け入れて、埋立てを行っていたところです。

阿部（長）委員外議員 さきほど安定型であれ

ば展開検査をやると言われましたが、それはどのような時期に、どういう形でされたのか、もう過去ですからね。それと、水質検査は現在もしているのかどうかということ。

代執行では、安定5品目以外が入っていたということですが、あの地域には、あの処分場を拡幅するのに土を一時保管したところがあるんですね。一時保管していた土は、業者が倒産したために、そのまま放置された状態になっているけれども、それも代執行の対象になったんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうですか。

元吉委員長 阿部議員、質疑は付託された決算に関する部分だけでお願いします。

阿部（長）委員外議員 これは決算の内容の中の一つやないんですかね。

元吉委員長 ちょっと幅が広すぎると思います。

阿部（長）委員外議員 いやいやいや、代執行で取れなかったんでしょ。決算の内容から外れてますか、これは。外れてるんやったら聞かんけど。

元吉委員長 いいです。それじゃ答弁をお願いします。

梶原循環社会推進課長 まず1点目ですが、この事業者に対して、展開検査を行ったかどうかは承知していませんが、その後、様々な調査をしたところ、深夜に廃棄物が搬入されたといったこともあり、行政がその搬入された廃棄物の内容を確認するに至らなかった場面がかなりあったと聞いています。

それから2点目の水質検査の関係ですが、現在も周辺の民家の地下水や、それから周辺の河川水などについて、年に4回、採水して調査を行っています。

それから3点目の土をどけたというところについては、申し訳ありませんが承知していません。

阿部（長）委員外議員 なぜこれを聞くかと言うと、その隣接したすぐ下に水田用の大きなため池があるんですよ。ですから、そこら辺の水田耕作者も随分と心配しているので、水質検査を継続してやっていただくことをお願いしたい

と思います。

安定型ですから遮断とか何もしてないんですよ。ですから、何が入っているか分からない。池の方に漏水していくと。ですから、業者が倒産したから後は知りませんよじゃなくて、そこら辺の水質検査をしっかりと継続していただきたいというお願いで終わります。

元吉委員長 ほかに委員外議員で質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔生活環境部、委員外議員退室〕

元吉委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの生活環境部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 さきほどの伊方原発の問題で少し質問しましたが、かなり事故が連続して起きてるんですね。確かに原発そのものの、構造上の事故じゃないんだけど、やっぱり緻密な連携ですね。本来だと伊方原発との直接連携が一番いいんですけど、なかなか県がそれをしようとしませんから、県として愛媛県と緻密な連絡を取って、県民の安全確保という観点から改めて力を入れていただきたい。

あと、同和対策予算。これについては毎回820万円です。私は何年前にもこの問題を指

摘しましたが、実績報告書の中でもつじつまの合わない状況があった経過があります。今はきちっと報告書の中ではチェックして、数字は合ってるんですけども、そういう同和対策予算については、やっぱり今後は縮小、廃止も含めてもういい加減検討しないと。いつまでたっても憲法第19条の内心の自由の問題に関わるようなことをやっているというのは、県としてどうしようもならんと思うんですわ。そこら辺はぜひ十分に検討していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

元吉委員長 ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。詳細については委員長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、そのようにします。

以上で生活環境部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔人事委員会事務局、委員外議員入室〕

元吉委員長 これより、人事委員会事務局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、人事委員会事務局長の説明を求めます。

藤原人事委員会事務局長 人事委員会関係については、平成29年度決算審査報告書の指摘事項はありません。また、平成30年度主要施策も該当はありませんので、平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により、人事委員会の事業について御説明します。

297ページを御覧ください。

第2款総務費第8項人事委員会費第1目委員会費は、予算額756万5千円に対し、決算額は748万5,020円です。

その主なものは、委員3人分の報酬678万

円と人事委員会の開催、各種会議への出席等、委員会の運営に要した経費です。

次に、第2目事務局費は、予算額1億4,249万7千円に対し、決算額は1億4,164万4,953円です。

その内訳は、まず事務局職員15人分の給与費が1億2,258万5,591円です。

次の事務局管理事業費358万1,685円は、各種会議等への出席、図書・文具の購入など、事務局の運営・管理に要した経費です。

次の任用関係事業費1,411万4,099円は、県職員及び警察官の採用試験の実施及び募集等に要した経費です。

次の給与関係事業費114万9,767円は、民間給与実態調査、職員の給与に係る報告及び勧告等に要した経費です。

最後の審査関係事業費21万3,811円は、公平審査事務等に要した各種会議等への出席、図書・文具の購入、審査に係る書面の送付などの経費です。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 事業別説明書の297ページの任用関係事業費に関してですけれども、面接技法研修会の実施と記述されています。この研修の対象者は試験官ということだと思ってしまうんですけども、その対象者はどのような方々で、具体的にはどんな研修を行ったのか教えてください。

藤原人事委員会事務局長 この面接技法研修会においては、面接員に対して各種の役割等の説明と、面接に必要なスキルを付与するとともに、面接の精度を向上させる目的で毎年開催しているものです。開催時期は、上級試験の面接前の7月と中級・初級試験面接前の10月に、人事委員会事務局職員並びに各任命権者からなる面接員に対して行っているものです。

内容は2種類あり、一つは、面接の心得や実施手順、具体的な質問例、評価方法、質問禁止事項などを説明し、あわせてDVDによる専門講師の模擬形式の面接を視聴し、人物評価方法についての知識を高めるといった内容です。

またもう一つは、面接の精度を向上させるため、採用試験において適性検査を実施していますが、その結果についての研修であり、外部の講師を招へいし、同じく面接員に対して行っているものです。

守永委員 面接というのは、その検査官によって大きく幅が広がってしまうものですし、同じ検査官が全員に面接することはできないでしょうから、その技能を均等にしていくことが非常に大事なことだろうと思っています。ぜひ公平な採用につながるよう努力をしていただきたいと思っています。ちなみに、どういう方が講師になっているのでしょうか。

藤原人事委員会事務局長 さきほど2種類研修会があるとお伝えしましたが、一つは面接の心得、実施手順等を説明する場。こちらは、事務局職員が事務的な説明を行い、さきほど言ったDVDの中では専門講師が模擬形式の面接をし、それを視聴するという形を取っています。もう一つの適性検査の研修会ですが、別府大学の専門講師を招へいしています。

元吉委員長 ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

これをもって人事委員会事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入ります。委員の方はお残りください。

〔人事委員会事務局、委員外議員退室〕

元吉委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの人事委員会事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で、人事委員会事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、次回の委員会は、明日16日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。